

著一寬中田 士博學

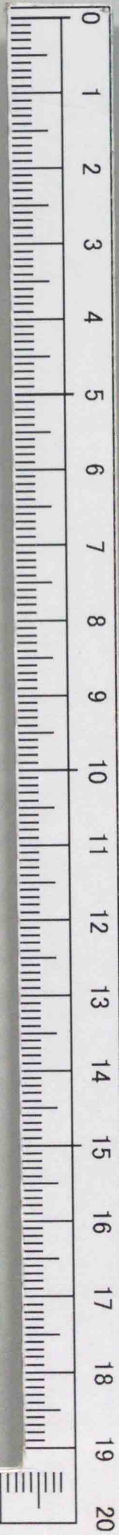
子 女

學育教新最



社會式株
版藏院書國帝京東

教科書文庫
4
370
42-1929
2000033375



40783

教科書文庫

4
370
42-1929
20000 33375

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

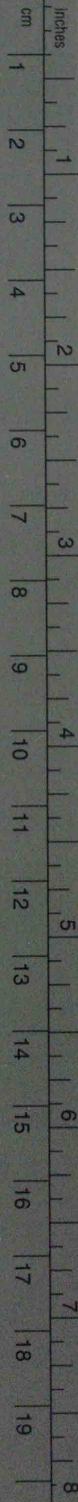


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
370
42-1929
2000033375

資料室

375.9
T&H

著一寬中田 士博學文

子 女

學育教新最



広島大学図書
2000033375



社 會 式 株
版 藏 院 書 國 帝 京 東

緒 言

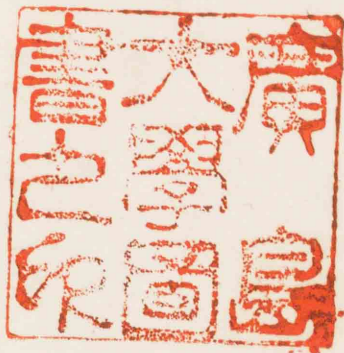
一、本書は主として、高等女學校及び之れと同程度の女學校に於ける、教育科教科書に充てる爲に、編述したものである。

一、本書の内容は、最新の學說に基いて最も精選せるものを以てした。これ高等女學校に於ける教授時數に適應せしめようと考へたからである。

一、本書を編述するに當つて、先輩諸氏の好著に負ふ點が多い。此のことを記して感謝の意を表する。

昭和三年九月

著者しるす



目次

第一編 緒論	一
第一章 教育の必要と意義	一
第二章 教育の効果と制限	三
第三章 教育の目的と作用	五
第二編 精神作用	九
第一章 意識及び注意	九
第一節 意識の三方面	九
第二節 注意	一〇
第二章 知的作用	三
第一節 感覺	三
第二節 知覺	四

第三節 記憶……………一八

第四節 想像……………二〇

第五節 思考……………二二

第三章 情的作用……………二三

第一節 簡單感情……………二四

第二節 複合感情……………二四

第三節 情緒及び情操……………二七

第四節 氣質……………二九

第四章 意的作用……………三〇

第一節 反射運動と本能運動……………三〇

第二節 意志……………三三

第五章 人格と個性……………三五

第一節 人格と個性の意義……………三五

第二節 個性の原因……………三六

第三節 個人差の分配……………三九

第四節 個人差の分類……………四〇

第六章 心身の發達……………四三

第一節 身體の發達……………四三

第二節 精神の發達……………四七

第三編 家庭教育……………五一

第一章 家庭教育の任務……………五一

第二章 家庭教育の方法……………五四

第一節 嬰兒期の教育……………五四

第二節 幼兒の家庭教育……………五五

第四編 幼稚園教育……………六一

第一章 幼稚園と托兒所の必要……………六一

第二章 幼稚園の發達……………六三

第三章 幼稚園教育の要旨……………五

第四章 保育の方法……………六

第五章 幼稚園の設備……………七

第五編 小學校教育及び社會教育……………七

第一章 小學校教育の任務……………七

第二章 養護……………七

 第一節 養護の任務……………七

 第二節 養護の方法……………六

第三章 教授……………六

 第一節 教授の任務……………六

 第二節 教授の材料……………六

 第三節 學級の編成……………五

 第四節 教授の段階……………六

第五節 教授の様式……………六

第四章 訓練……………六

 第一節 訓練の任務……………六

 第二節 訓練の方法……………六

第五章 教育の効果の調査と職業指導……………五

第六章 家庭と學校との聯絡……………七

第七章 我國の學校系統……………六

第八章 社會教育……………七

 第一節 社會教育の性質……………七

 第二節 社會教育の機關……………七

附 録

 一 小學校令摘要……………一

 二 小學校令施行規則摘要……………二

三 幼稚園令摘要……………二九

四 幼稚園令施行規則摘要……………三〇

五 師範學校規定摘要……………三三

練習問題……………三五

(目次終り)

慈母觀音圖

狩野芳崖筆

明治の畫家、長門豊浦の人、
 狩野雅信の弟子なり。明治廿
 一年歿す。諸家の畫風を研鑽
 し、大作多し。慈母觀音は心
 血を注ぎたるものなり。

(東京美術學校藏)

慈母觀音圖

新撰式組筆

(東京美術學社藏)
血まぢり大なるものなり。
「大持念」。慈母觀音の心
一手與て。龍案の畫風は福樂
就裡龍計の筆子なり。即當廿
即當の畫案、是門畫師の人。

悲母觀音



(狩野芳崖筆)



女子最新教育學

文學博士 田中寬一 著

第一編 緒論

第一章 教育の必要と意義

教育の必要

内部の力と環境

同じ土地によい種子をまいても、天候の順不順と培養法の如何によつて出来ばえに差異を生ずる。元來植物は成長發達すべき力を内部に具へて居るが、天候・培養法の如き環境のよしあしによつて發育の差を來たすのである。人も他の生物と同様に將來發展すべき内部的の力をもつて居るが、それに對して適當な環境を與へて、之を培養し啓發しなければ充分な發達を遂げ得ないものである。

人の特徴と教育

しかも人たる以上は祖先の残した文化を習得し、更にそれを一層高い程度のものとして後代に傳へ、以て世を進歩發展せしめねばならぬ。このやうに祖先の残した文化を體得し知識技能を習得し、以て自己の生存と社會の維持並にその發達向上を圖るには必ずや教育の力に俟たねばならぬ。

狭義の教育

教育といへば誰しも幼稚園教育及び各種の學校教育を思ふやうに、これ等は最も標本的のものであるが、父母による家庭教育と青年團・青年訓練所・圖書館等の社會的施設による社會教育をも、これに含ましめることが出来る。

廣義の教育

更にまた地形・氣候等の自然現象が心身の發達に影響を與へるのは、自然による教育であり、人の生活して居る社會の狀態が知らず知らずの間に影響を與へるのは、社會による教育であるといふやうに、教育の意味を廣く用ひることもある。

第二章 教育の効果と制限

教育の効果の制限

内部的原因

素質の差

教育は兒童の發達を助長するものであつて、人は教育によつて眞の人たることが出来るものであるが、その効果は決して萬能のものでなく、種々の方面から制限を受ける。その原因を大別すれば、内部的のものと外部的のものとの二つとすることが出来る。内部的原因とは被教育者自身にある原因で、これは更に素質の差異と發育時期とに分けて考へられる。

○素質 人は遺傳により、發達の可能性を異にする。之を身體的に見ても精神的に見ても、生れつきに種々の差がある。即ち生來強健なるものもあれば、病弱なものもあり、手先の器用なものも拙いものがある。伶俐なものもあれば、愚鈍なものもあり、温厚なものもあれば、激し易いものもある。此等の素質は或る程度まで

變化することは出来るが、教育の力のみで之を根本的に改造することは出来ない。

發育時期

發育時期 素質は教育その他の環境の影響によつて發達するものであるが、その發達は漸進的のもので、一定の可能性は一定の時期に達しなければ、著しく現はれて來ない。彼の幼弱なものに精巧な運動を要する技術の練習を強ひたり、高尚な理論を教へることはたゞに無効な許りでなく、却つて有害である。

外部的原因

次に、外部的原因とは被教育者以外にあるもので、之を分けて教育者の特性と自然及び社會の狀況の三つとする。

教育者の特性

教育者の特性 教育者も人である以上、兒童と同じ様に一定の特質をもつて居る。従つて教育者の行動が、いつとなく被教育者に影響を與へるものであるから、教育者の特質の如何によつて教育の効果は、幾分制限される。

自然の狀態

自然 兒童の生活する土地の狀況、氣候の狀態等の自然現象は、兒童の發達に影響する。熱帶地方と溫帶地方の住民に於ける差異、平地と山間の住民間の差異の如きは、その例である。

社會生活

社會 田園に生活するものと都會に住するものとの間に、心身の發達に著しい差がある。これは社會生活の狀況が、知らず知らずの間に影響を與へるからである。又或る民族には民族固有の風俗習慣及び歴史があつて、それ等のものがまた人の精神をして異らしめるものである。即ち個人は常に同時代の社會の影響を受けると同時に、縦に民族の精神によつて影響されるものである。

教育の目的

第三章 教育の目的と作用

人の生得的の素質を啓發して個人として完全な發達をなし、同

吉
本
十四日
公教

身體の強健

時に社會の發展に貢獻し得る様にすることが教育の目的である。個人として完全な發達を遂げしめるには、先づ身體を強健ならしめなければならぬ。身體は總ての生物に於ける生存の根源であるばかりでなく、健全なる精神は健全なる身體に宿るといふ様に、精神の活動及びその發達と密接な關係をもつて居るものである。

精神の發達

次に重要なものは精神の發達である。人類が他の動物と異なるのは、主としてこの精神的方面にあるから、他日兒童が獨立して十分に活動し得る様に、精神の各方面を調和的に發達せしめなければならぬ。その中でも最も重要なものは、正しい理想を立て、それに向つて絶えず努力し、自己を發展せしめ得る如き情意の陶冶である。

社會人としての教育

右は個人としての完成について述べたが、人としては更に社會

個人と社會人

的方面を考へなければならぬ。人は個人としての外に社會の一員であるが故に、教育は個人をして社會に對して有爲な人物となり、社會の維持とその發展とに對して貢獻し得る様に導かなければならぬ。

個人の完成と社會的に有爲なこととは、實は人を異なる方面から見たのであつて、その根底に於ては一つである。即ち個人は社會的のものであつて、個人をはなれて社會はなく、又社會をはなれて個人はないからである。従つて個人の完成は、やがて社會人としての完成でなければならぬ。

之を要するに教育の目的は、兒童の心身の完全な發達を助長し、將來自己の發展を繼續し、文化の進歩の爲に貢獻し得る基礎を作らしめるにある。

教育の三作用

かくの如き目的を達する爲に、教育では三つの作用を用ひる。

第一は養護(體育)であつて、主として身體の發育を助け健康を増進することを目的とする。第二は教授(知育)であつて知識を博め、技能を練ることを主とする。第三は訓練(徳育)であつて、道德的良習を得しめることを目的とする。

此等の三作用は相依り相助けて、被教育者の心身の發達を助長することを期するものである。そして教育の効果を大ならしめる爲には、先づ人の心身について明かな知識をもたなければならぬ。その中、身體については既に生理學や家事に於て學んだ筈であるから、次篇に於ては先づ主として精神の働について述べ、それに身體及び精神の發達のことを附加し、更に進んで各種の教育について研究を進めようとおもふ。

第二編 精神作用

第一章 意識及び注意

第一節 意識の三方面

我々が見たり、聞いたり、喜んだり、悲んだり、又は或物を欲しいと思つたりするのは心の働である。これ等の心のはたらきの全體を意識といふ。

意識作用は元來統一的のもので全一體をなして居るけれども、研究の便宜上これを三つの方面に分ける。

林檎を見或は手に觸れて、その林檎であることを知つたり、過去の經驗を想ひ出したり、この林檎もおいしいであらうと想像するが如きは、事物の性質を知る働であつて、これを知的作用といふ。次においしいであらうと考へて、愈、それを切つて之を味ふのは、意

意識

意識の三方面

知的作用

意的作用

情的作用

識の發動的方面で之を意的作用といふ。最後に林檎を味つて豫想した通りにおいしかつたならば満足を感じ快感を覺える。これは意識の受動的方面であつて、之を情的作用といふ。意識は大凡右の三作用を區別することが出来るが、實際は互に密接な關係を有するもので、或る一つの作用を取り出していふ時にも、他の二つの作用は常にそれに伴つて起つて居るものである。

第二節 注意

注意

今一室にあつて、興味のある書物を熱心に讀んで居るとする。そのときは書物に觸れる手及び着物から來る全身の觸覺、室内の時計の音、更に屋外の車の音、鳥の聲などを感ずる筈であるが、それ等のものは殆んど意識されないで、只書物の内容だけが明瞭に意識される。この様な時に吾々はその書物に注意したといふ。

注意の種類

受動注意

能動注意

二次的受動注意

注意の發達

讀書して居るとき、その室に突然人が入つて來たり、室外で樂隊の音がすると、意識は思はずその方に集中される。この様に、意識が自然に對象に引きつけられる場合を受動注意といふ。これに反して、此の頁中にある「を」といふ文字を數へよ」と命ぜられたとき、の様に、或る目的を以て故意に或る事柄に注意することがある。之を能動注意といふ。此の種の注意作用によれば、普通は意識に上らない様な弱い刺戟でも尙明かに之を認めることが出来る。能動注意もたえず練習すれば、遂には無意的に注意することが出来る様になる。之を二次的受動注意といふ。幼兒の注意は、殆ど受動注意に限られるが、稍長じた兒童に於ては、能動注意が現はれる。二次的受動注意に至つては、成人に特有のものといつてよい。されば注意の發達は最も簡単な受動注意から漸次複雑な能動注意に進み、更にそれが簡單化された二次的

無意注意に至るのである。

第二章 知的作用

第一節 感覺

感覺
感覺の種類
特殊感覺
一般感覺

我々は眼によつて事物を見る。これを視覺といひ、耳によつて音を聞く。これを聽覺といふ。又、鼻は香によつて嗅覺を生じ、舌は味覺を覚え、皮膚はその全面に分布して居る壓點・痛點・溫點・冷點によつて、壓覺・痛覺・溫覺・冷覺の四種類の感覺を生ずる。

以上は特殊感覺であるが、この上に更に一般感覺と稱せられるものがある。それに三種を區別する。身體を動かせば筋肉・腱關節等の器官を刺戟し運動感覺を起す。吾々が視覺をからなないで、自己の四肢・體軀の位置及び運動の方向・運動の分量等を知るはこの感覺による。次に内耳の三半規管に生ずる平衡感覺と稱す

るものがある。吾々が身體の平衡を保ち得るのは此の感覺の作用に基く。この感覺は平時は意識に上らないけれども、常に働いて居るものである。彼の身體を速かに回轉して、經驗する目まひは、此の感覺の現れである。第三には有機感覺と稱するものがある。これは消化・呼吸・血行等の器官から起る感覺であつて、消化器官に基く飢渴・血行の器官による動悸・呼吸の器官から來る胸部に於ける壓迫の感の如きはそれである。

感覺には潜伏時間があつて、刺戟が與へられて暫くして後に感覺が起るものである。又刺戟が去つても感覺は同時に消失するものでない。殘留の現象は視覺に於て著しく、之を特に殘像と呼ぶ。暗い所でマッチの燃えさしを速にまはして火の輪を見たり、赤を見て後淺黄色を感ずる如きはその例である。また餘色に當る色、白と黒の光、甘いものと鹹いもの等の間には著しい對比の現象

殘像

對比

が現はれる。

第二節 知覚

吾々が一定の感官に刺戟を受けると、單にその感官に固有な感
 覚を起す許りでなく、その感覚が縁になつて、過去の經驗を再生し、
 實際の感じを補足し又は變形して、其の刺戟を統一的に感受し、一
 全體としての意味を了解するものである。例へば、机上の書籍を
 一隅から見るときには、吾々に直接に與へられるものは、一定の色
 大さを有する不等邊菱形であるが、吾々は一定の固さ、滑さを有す
 る長方形として了解する。不等邊菱形を長方形とするのは變形
 したのであり、一定の固さ、滑さを有するものは補足したので
 ある。更に全體を書籍と考へるのは、感覺的事實としては與へら
 れて居ない。これも過去の經驗によつて補はれる部分である。
 かく刺戟によつて、一定の感覺を起し、これを過去の經驗によつて

知覺又は直觀

補足或は變形して一全體として感受し、且つそのもの、意味をつ
 ける作用を知覺又は直觀といひ、知覺の結果生ずる心的複合體を、
 知覺表象又は知覺觀念といふ。

知覺の種類

知覺によつて、吾々は事物の性質及び物體の方向・位置・形狀・大小
 等の空間的關係、並に事物の時間的關係を知るものである。

知覺の錯誤

知覺は外物について常に正確な知識を與へるとは限らない。
 知覺の錯誤に錯覺と幻覺とがある。錯覺は外界の刺戟を誤つて

錯覺

解釋するもので、同じ重さでも形に大小があれば、形の小さい方を

重いと感じたり、鳥の羽音を聞いて大兵來ると感ずるのはその例

である。錯覺はあらゆる感覺の範圍に起るが、その種類の最も多

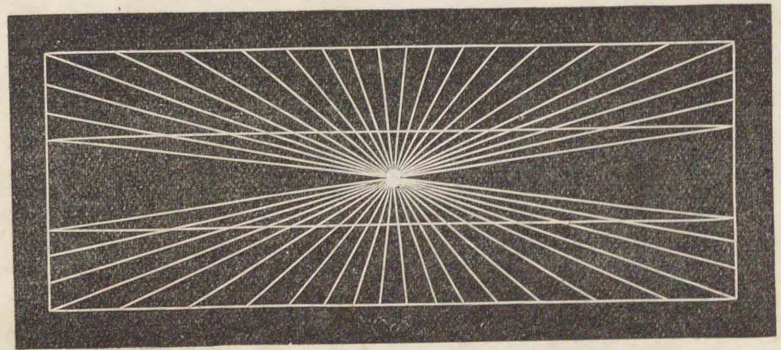
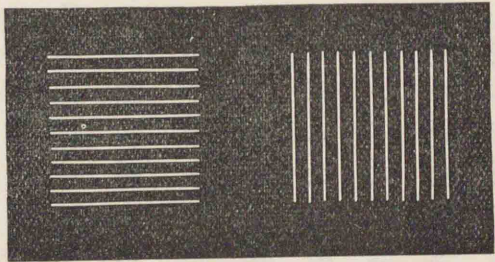
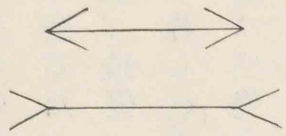
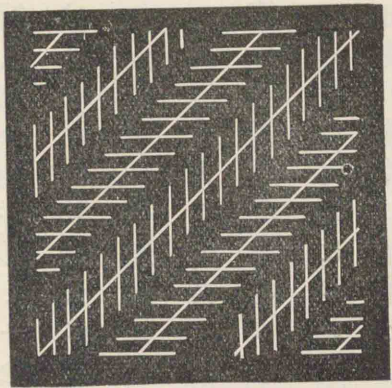
く且つ著しいのは視覺から來る錯視である。第一圖及第二圖参照

幻覺

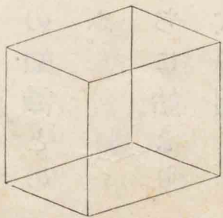
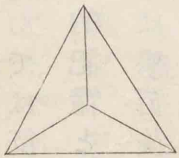
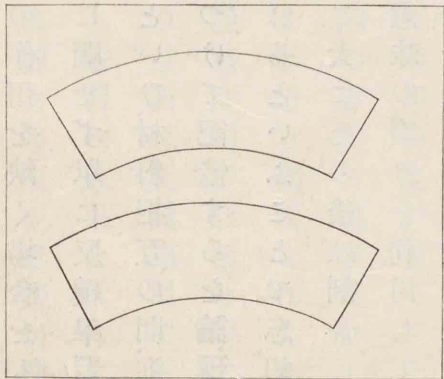
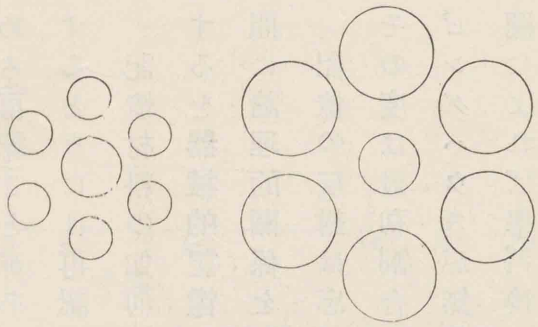
幻覺は感覺中樞が過敏になつて、僅かな刺戟に對して複雑な外
 界知覺をなしたと感ずる状態で、一種の病的現象である。

第一圖

錯視圖



第二圖
錯視圖



(説明) 第一圖右上の圖では同長の線が終りの線の爲めに長さを異にする様に見える。中の圖は正方形の分割してある邊の方が長く見える。左上と最下の圖では平行線がそれに交る線の爲めに平行線でなく見える。第二圖の上の圖では二の大きさの等しい圓が周圍の圓との對比上大きさを異にする様に見える。最下の二つの輪廓畫では注視する點又は眼を動かす方向の差によつて全體の組立を異にして見える。

第三節 記憶

記憶の要素的作用
習住把再
再生認再

器械的記憶
論理的記憶

忘却

我々は(イ)一定の事項を學習する時は、(ロ)之を一定の時間把住して居て、(ハ)何等かの事情の場合に、その把住せる事項を再生し、(ニ)その再生されたものを過去に於て經驗したものと同一であるとする(再認)ことがある。これを記憶といふ。併し記憶を廣義に解するときは、再認の作用を缺く場合をも含ましめる。

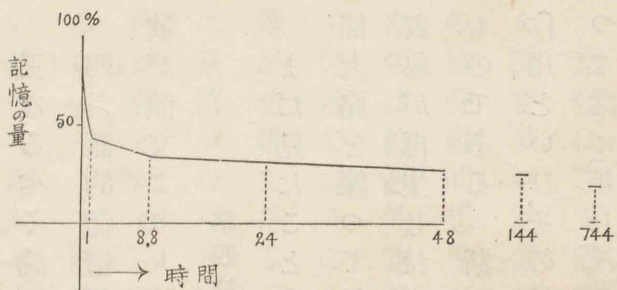
記憶材料の如何に關せず單に反覆學習することによつて記憶するを器械的記憶といひ、材料相互の間、進んでは既存の知識との間に論理的關係をつけて記憶するを論理的記憶といふ。

記憶の反對は忘れるといふことで、忘却は學習後直ちに始まり、その度は最初割合に大に、その後は割合に少くなる。次の圖はエビングハウスの無意味の綴りを利用して實驗した結果である。

圖によれば學習後一時間で既に五〇%以上を忘却し、二十四時間

第三圖
忘却の經路

經濟的學習法



後には七〇%以上を忘却するが、その後は割合に忘却の度が少く、三十一日を経過しても尙八割の忘却に過ぎない。有意味のもの、場合に忘却の度はこれよりも遙かに少いが、忘却の経路は同じ形をとつて進む。忘却を防ぐ唯一の方法は反覆練習することである。

學習の効果を大にし、記憶を確かにする條件は種々あるが、身體が健康で氣分がよく、學習したことを永く記憶に留めようとする決心が第一である。此等の條件が備つて居て更に方法の上で工夫したならば、經濟的に學習が出来る。その方法の主なものをいへば、

(一) 一度に多數回反覆するよりも幾度かに分けて反覆する方が

有効である。

(二) 學習後直ちに心を他に向けないがよい。暫く休んで心を靜平にして後他の活動に移るべきである。

(三) なるべく論理的記憶に訴へるがよい。

(四) 言語的記憶材料では拍子をつけ、語呂をよくするがよい。詩歌が散文よりも暗誦し易い譯はこゝにある。

第四節 想像

まだ見たことのないゴビ沙漠の光景や、平安朝時代に大宮人が都大路を練つて行く有様を想ふとき、心に浮んだものは單に舊い表象が再生したのではなく、舊い表象が構成を新にして現はれたものである。斯くの如く組立を新にした表象を作ること、想像作用といひ、その結果を想像表象といふ。想像は記憶表象とは異つて常に「新しき」を感じずるものである。

想像

想像の種類
受動的想像
能動的想像

兒童の想像

教育上の注意

思考

想像は之を受動的想像と能動的想像との二種に分ける。物語を聞き其の談話に連れて種々の新しい表象が作られて行く様なのは受動的想像で、自ら意匠を凝らし詩文の想を構へるといふ様なのは能動的想像である。

兒童ではそのもつて居る表象の数が極めて少く、有意注意の發達が幼稚であるから、その想像作用も亦幼稚である。彼等の想像は系統がなく、矛盾を冒して平氣であり、その上、物を擬人化する傾向が強いから一見創作に富む様であるが一般に不合理な想像が多い。そこで直観によつて知識を増し、思考を正確ならしめて、その想像を制約せしめ、漸次合理的想像をなし得る様に導くべきである。

第五節 思考

吾々の雑多な經驗を分析、綜合して系統を作り、既知から未知を

概念

推し、新しい境遇に順應せしめる高等な知的作用を思考といふ。思考は概念・断定・推理の三作用に分ける。吾々は多くの家の表象をもつて居るが、それ等の中には共通な一般的性質がある。その一般的な部分だけを抽象し、綜合して一般にどの家にも通用の出来る表象を作ることが出来る。此の一般的な表象を概念といふ。

断定(判断)

「鉛は重い。」とか「鯨は哺乳動物である。」といふ様に個々の表象又は概念の間に關係を附ける作用を断定といふ。兒童が漸く言語を發する様になれば犬を見て「ワン、ワン」といふ。これは「犬が來た。」とか「これは犬である。」といふ断定を表はすものと見ることが出来る。

推理

既知の断定から未知の断定を導く作用を推理といふ。推理の形式の重要なものに演繹推理と歸納推理の二種がある。

演繹推理

「總て金屬は熱によつて膨脹する。」「鉛は金屬である。」といふ二つの断定から「故に鉛は熱によつて膨脹する。」といふ新断定を得るが如く、一般の眞理又は法則から特殊な眞理を導き出すのを演繹推理といふ。これに反して特殊の事實を表はす断定から一般の眞理又は法則を導き出すのを歸納推理といふ。「金・銀・銅・鐵……等は熱によつて膨脹する。」「金・銀・銅・鐵……等は總て金屬である。」「故に總ての金屬は熱によつて膨脹する。」とするが如きはそれである。

歸納推理

第三章 情的作用

第一節 簡單感情

吾々は刺戟によつて外界の事物を知り、種々複雑な知的作用を経験すると同時に、また快・不快その他の情を感じるものである。

(一) 甘い味、よい香、膚ざはりのよいものなどは快感を與へ、苦い味、悪

快・不快

興奮・沈靜

緊張・弛緩

複合感情

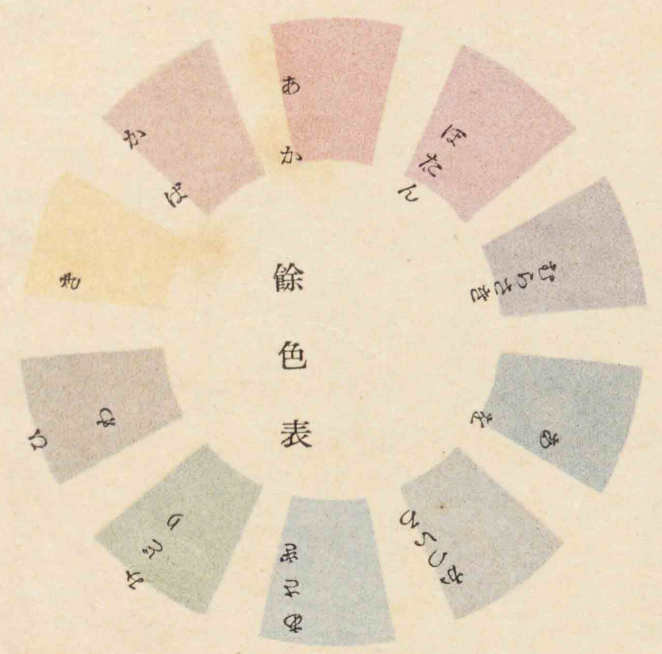
一般感情

い香觸りの悪いものなどは不快を覚えしめる。(二)あざやかな赤色と青色とは共に快感を與へるが、その快感の趣きが著しく異つて居る。即ち赤に對しては興奮し、青に對しては沈靜の感が起る。(三)體操のとき「前へ」の聲を聞けば氣が張り、進めの令で氣が弛む。一般に或る事の起ることを期待すれば緊張の感が起り、その期待したものが實現されると弛緩の情が起るものである。

以上快・不快・興奮・沈靜及び緊張・弛緩は實に簡單感情の三方向であつて、此等のものが色々に結合して吾々が實際に經驗する如き複雑な情的變化を起すものである。

第二節 複合感情

複合感情には二種ある。その一は皮膚覺・味覺・嗅覺及び一般感覺などから來る一般感情で、おもに身體の健康狀態に關する。普通、氣分とか氣持などといふのはこの感情狀態である。その二は



用應の比對の色



初等美的感情

聴覚から來る調和感情

協和・不協和

視覚から來る調和感情

比例感情

視覚的及び聴覚的表象に伴うて起る初等美的感情である。これを調和感情と比例感情とに區別する。調和感情とは音または色の調和によつて起る感情である。二つの音の振動数が一と二(cとc)、二と三(cとg)の如き簡単な比例になつて居るときは、その二音はよく協和するが、二音の振動数が八と九(cとb)の如く簡単な比になつて居ないときには不協和である。我々はこの協和音に對しては調和を感じ、不協和音に對しては不調和の感を抱く。

二つ以上の色を配合するときに生ずる色の調和はまた特殊なる美的感情を伴ふ。例へば餘色近傍の色の配合は著しい快感を與へる。

空間又は時間の長さの比例關係から生ずる美的感情を比例感情といふ。これに視覚から來る形體感情と聴覚から來る律動感



大和法華寺一觀音像

輪廓線
曲線美

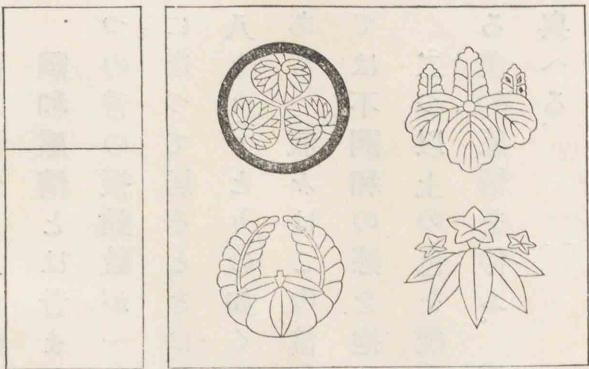
第四圖
對稱分割
黃金型分割

分割法

形體感情

精神作用
情的作用

情の二種がある。



美的に見える。建築彫刻舞踊などの形體美は曲線の利用に負ふ

形體美の條件に三つある。形體の分ち方、輪廓線の進み方と類形の反覆とである。人は概して規則的な形を好む。その最も簡単なのは空間を相等しい部分に分割する對稱分割であつて、主に建築及び裝飾で左右の分割に利用せられる。又上下の分割及び縦と横との關係に於ては黃金型分割をすれば効果が多い。それは小と大との關係が一と一・六一八の比になつたときである。

類形の反覆

律動感情

統一と變化

情緒

所が多い。(挿繪—大和法華寺十一面觀音像參照)

類似した形狀を繰返すときは一種の美觀を起させるものである。そしてこれは人體の美、草木の美などの一つの條件になつて居る。彼の五重の塔の美も亦之にもとづくのである。

強い音と弱い音と又は短い音と長い音とが、規則的に交起るとき時にはその經過中に、一つの拍子を作り、一種の快感を興へる。

以上は美的感情を起す條件の概説であるが、最後に附け加へるべきは統一の中に變化があることが美的効果を大ならしめるといふことである。如何に調和した音でも變化がなければ單調を覺える。併しその變化は亂雜ではなく全體として統一のあることが必要である。

第三節 情緒及び情操

喜・悲・怒等の語で呼ばれて居る状態を情緒といふ。

情緒の特徴

喜ばしいときには、それからそれへと色々の考へが起るけれども、恐怖したり驚いたりするときは全く考へが止まることがある。これは情緒が意識に及ぼす影響の一例であるが、それと同時に身體の上にも著しい影響が現はれる。表出運動又は單に表情といふのはそれである。

情操

高等な知的活動に伴ふ感情の複合體を情操といふ。情操は一般に情緒に比し強度が弱く、永續的の傾向があり、且つその表出は微弱である。情操をその對象によつて分類すれば論理的、道德的、宗教的及び美的の四つとなる。

論理的情操

難問を解いて愉快を感じ、疑惑に對して不快を覺えるが如きは論理的情操の發現で、自他の思想行爲に對して善惡是非の判斷をするときに生ずる感情を道德的情操といひ、吾々の直接經驗を超越した偉大なる力に對する信仰の情を宗教的情操といひ、事物に

道德的情操

宗教的情操

美的情操

ついて、美醜の判斷をするときに起る感情を美的情操といふ。

第四節 氣質

氣質

人々は生れながらにして、各、其の情緒の傾向を異にする。之を

氣質といふ。

氣質の種類とその特徴

①氣質は之を刺戟に對する情緒的反應の相違から、四つに分ける。胆汁質は情緒の反應が速く且つ強く、多血質は速くて弱く、憂鬱質は遅くて強く、粘液質は遅く且つ弱い。此等の特徴に附隨して氣質には他の二つの特徴がある。強い氣質なる胆汁質と憂鬱質とは不快の情緒を起し易く、従つてその人生觀は悲觀的であり、弱い氣質なる多血質と粘液質とは快の情緒を起し易く、従つて人生を樂觀的に見る傾向がある。次に速かな氣質の多血質と胆汁質とは現在の刺戟に動かされ易く、遅い氣質の憂鬱質と粘液質とは將來のことを考へる傾きがある。

教育上の注意

氣質は之を根本的に改造することは出来ないけれども、尙教育によつて矯正善導することは不可能ではない。教育者はよく兒童の氣質を観察してそのよい方向をすゝめ、悪い方に走らしめない様に注意すべきである。

第四章 意的作用

第一節 反射運動と本能運動

動物及び人類は自己及び種族を保存する爲に、外界の刺戟に應じて種々の生得的運動を營むものである。その中で重要なものは反射運動と本能運動とである。物の飛んで來るとき眼瞼を閉ぢたり、物の觸れたとき身體のその局部を動かすが如きは反射運動である。

本能運動は反射運動と等しく生得的のものであるが、反射運動

反射運動

本能運動

本能の種類

個體本能

種族本能

社交本能

に比して複雑であつて、多くは身體の全部又はその大部分で反應するもので、運動に先きだつて情緒が現はれ、運動の終末には快感を伴ふのが常である。嬰兒の吸乳運動の如きはその標本的なものである。

本能はその運動の目的から、個體本能種族本能社交本能及び適應本能の四種に分ける。

個體本能は個體の保存を直接の目的とし、本能中最も基礎的な、そして最も強烈なものである。食慾本能、蒐集本能、逃走本能、争闘本能等がその主なものである。

種族本能は子を産み、之を保育看護して種族の保存を圖ることに關する本能である。

社交本能は團體生活に關する本能で、同種族の和合・共同は此の本能に基く。社會本能中重要なのは同情であつて、これあるが爲

適應本能

に残酷な行爲を止め、苦しんで居るものを助けしめる。
適應本能は幼弱者の心身の發達に關する本能で、その主なるものは模倣遊戯及び好奇心である。

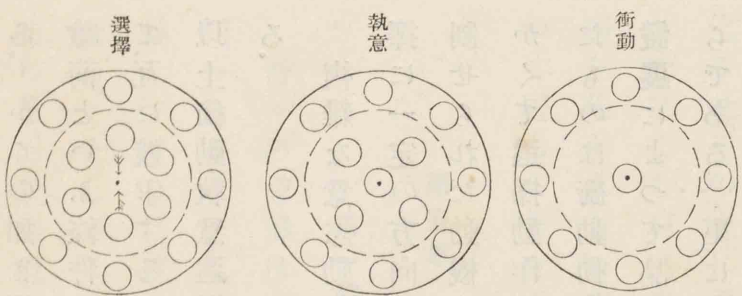
第二節 意志

動機
衝動動作

嬰兒の生活は全く反射と本能のみによるのであるが、發達するにつれて、漸次一層複雑な意志的動作を營む様になる。渴した人が水を見て直ちに之を取つて飲む如きは、意志動作の最も簡単な形式のもので、このやうに動機が一つで直ちに運動を起すのを衝動動作といふ。

衝動動作は、一つの動機のみが意識される場合であるが、一層複雑な場合には二つ以上の動機が現はれ、動機間の競争が起ることがある。その競争の程度に二つの段階を區別することが出来る。例へばテニス好きのものが、讀書と運動との表象を思ひ浮べたと

第五圖



上圖に於て外廓の圓は、意識の全範圍を示し、點線で示す圓は現在進行中の心的過程の範圍を示し、その中にある小圓はそれら、動機を表はし、中央の點は意識の焦點を示す。衝動動作は動機が一つで直ちに運動の起る場合、執意動作は二つ以上の動機があり、その中の一つが優勢になる傾向が著しく、遂にそれが動作の原因となる場合、選擇動作は二つ以上の動機が殆んど均等の勢力を有し各、意識の中心を占領しようとして競争を起し、最後に優勝した動機が原因となつて動作を生ずる場合である。

き、平常ならば考へを費やさないでテニスをするが、若し試験前であれば、テニスはしたし、勉強も

しなければならぬと考へて種々迷つた後、最後にテニスをやめて讀書を執行するであらう。この二つの場合は二つの表象があり、それに附隨する感情があつて、明かに二つの動機があるのであるが、前の場合ではテニスを好む傾向が著しいから、その動機が容易に勢力を得て讀書に關するものを制して、行爲の直接原因になつたのであ

執意動作

選擇動作

意志の發達

品性

る。かくの如き場合を執意動作といふ。然るに後の場合には試験前といふ條件の爲に、二つの動機が殆んど均等の力をもつて居て、互に競争することが著しい。此の様な場合を選擇動作といふ。以上衝動・執意・選擇の三動作を圖式的に示せば第五圖の如くである。

複雑な意志動作に於て、同一の動機の競争を反覆して居れば選擇に一定の方向を生じ、屢勝利を得た動機は常に優勢になり、屢抑制せられた動機は弱められて遂には意識に現はれない様になる。かくて選擇動作であつたものは執意動作になり、執意動作であつたものは衝動動作となり、更に反射運動に退化する。この退化的發展によつて品性が出来る。蓋し、品性は意志の習慣性であるからである。更に考ふるに、吾々の意志作用はこの退化的發展があるために、益々複雑に進化し得るのである。即ち吾々は進化的發展

修養の極致

人格

によつて一旦複雑化したものを、反覆練習することによつて器械化させ、その上に再び新たなものを加へ、かくて漸次益々複雑な動作を營むことが出来る。孔子が七十にして心の欲する所に従つて矩を踰えずといつたのは、衝動的動作を行つて、道德的法則にかなつて居ることを表明したもので、修養の極致である。

第五章 人格と個性

第一節 人格と個性の意義

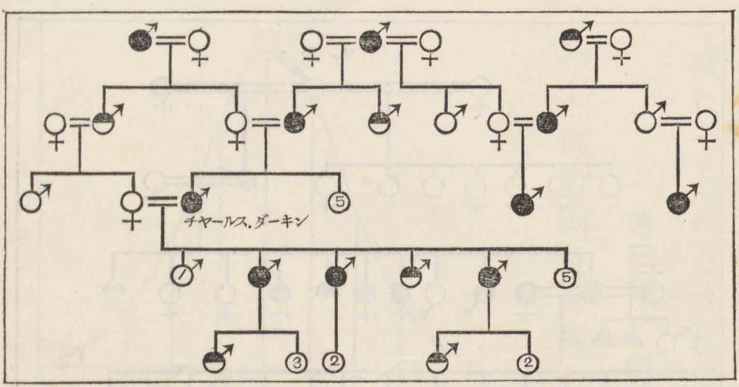
吾々の意識は變化やむときなく、その内容は一瞬時といへども同一なことはない。けれども各瞬間の意識の内容は横に互に關聯して居るだけでなく、過去からその瞬間まで縦に關係をもつて居る。そしてこれ等の縦横の關聯の中心は自我の意識である。即ち各の意識現象は、自我の意識によつて縦横に統一されて居る。

個性

かゝる状態を人格と名づける。人格のあるものは、自己の現在及び過去の意識行動は常にわが意識、わが行動であると考へる。ここに自己の言動に對して責任の感を生ずる。幼兒にあつては自我の意識が充分に發達して居ないから、その行動の主義がまぢまちであるが、經驗をつんで思想感情が豊富に且つ精練せられて來れば、こゝに自ら理想を立て、行動する様になる。そして等しく自我の意識による思想感情の統一といふも、人によつて統一せられる内容に差があるのみならず、統一の仕方に強弱がある。即ち或るものは知的に秀で、他のものは情的に優れて居り、又等しく知的でも個人的に特異性がある。又自ら立てた理想に高下があり、理想を固執する度に強弱がある。かくて人格には個人的に著しい差異がある。この人格に於ける個人的特性を個性といふ。

第二節 個性の原因

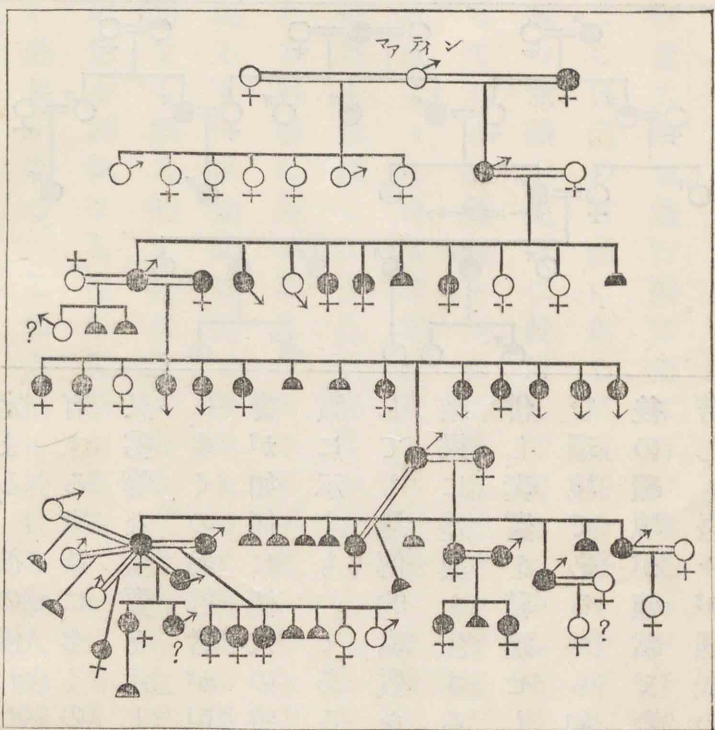
第六圖
ダーキンの家系
○男 ㊦女
●卓越せる科
學者を示し、又
●は王學會員に
なつた人を表は
す。圓圈内の算
用數字は其の他
の孫の數を示
す。僅か五代の
間に此等三家に
非凡な科學者十
六人を出して居
る。



一定の個人が如何なるものになり得るかは、大凡遺傳によつて定まる。彼の優れた性質を示した祖先を

有する家族に、多くの優良な人物が輩出し、又劣等な素質を示した祖先を有する家族に、多くの劣等者が現れることは、遺傳の影響が如何に個人の將來を規定するかを事實に示すものである。故に同じ教育を施しても遺傳的素質を異にするときは、その結果に差異を生ずる。併し、素質を發達せしめるものは、教育を含む環境であるから、如何によい素質でも生後の環境が適當でなければならぬ。故に若しも吾々が國民の向上を希ふならば、一

第七圖
マアティンの
系圖

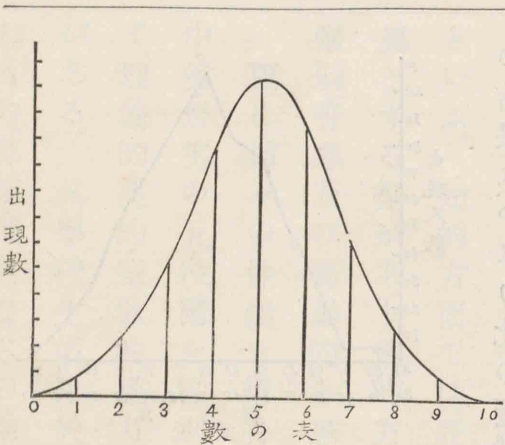


第七圖 マアティン系の系圖

マアティンは初め低能な女との間に男の私生児を生ませたが、その系圖をたどつて見るに四百八十八人の子孫中正常なものは僅かに四十六人で、低能者百四十三人、不明二百九十二人、私生児三十六人、醜業婦三十三人、酒精中毒者二十四人、癩病三人、天死八十二人、醜業を營むもの八人であることが明かになった。然るに正常な婦人と結婚して、その子には一人も異常者がなかつたのである。第七圖はその系圖の一部分である。圖に於て○は正常ものを、●は異常者、▲は天死したものを示す。

方には結婚に注意して素質のよい子孫の繁殖を圖り、他方には環

第八圖
蓋然曲線

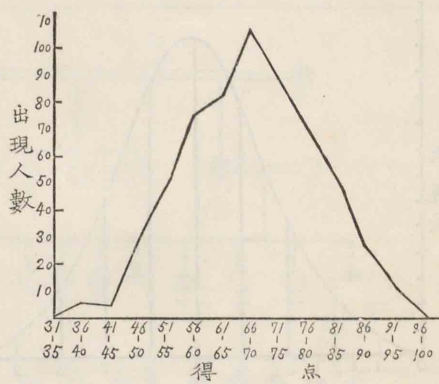


第三節 個人差の分配

境をよくすることによつて、各個人がその素質を十分に發揮し得る様につとめなければならぬ。

今十個の銅貨を握つて床の上に投げると、表の出る數が多かつたり少なかつたりするが、同じことを多數回行つて表の出る數の分配圖を描けば第八圖に示す様な曲線が得られる。此の様な左右相稱的な曲線を蓋然曲線といふ。此の曲線の特徴は中央の出現數が最も多數で、これから左右に進むにつれて出現數が少いことである。如何なるものでも偶然にあらはれるものについて測定すれば、此の様な形になつて分

第九圖
國語の得點分
配。これは東
京府立第五中
學校の入學試
験に於ける五
百九十一人の
國語得點の分
配圖である。



の結果は、やはり此の蓋然曲線の分配状態を示すのである。第九圖はこの一例である。

第四節 個人差の分類

個人差が多人數間に分配される状態は、蓋然の法則に従ふものである。従つて個人差には無數の段階があつて、最劣から最優ま

で連続的である。併し實際生活の指導をして行くには、適當な標準を立て、個々の特徴について數種の群を別けることが便利である。例へば身長の大なるもの、普通なもの、小なるものと別けるが如きはそれである。

かくの如き見地から、個人差に群別を立てたものを標式或は型といふ。知的方面では、表象・記憶・想像・思考等にそれぞれ個人の特異とする型があり、情的方面では氣質の別があり、又意的方面では強弱・善悪及び衝動的と思慮的の別を立てることが出来る。

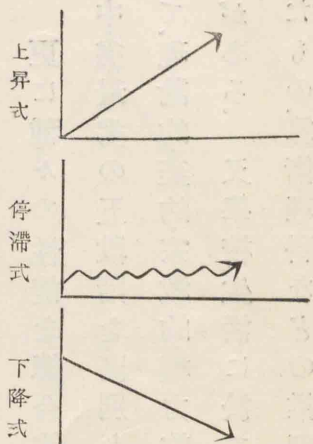
更に種々の性能を総合的に見て、知的方面で一般智能に最優・優・中劣・最劣の五段階を區別し、實際生活に於ける興味・方向によつて、理論的・美的・宗教的・權力的・社會的・經濟的の人物を區別することがある。又學校生活に於ては國語・外國語等の言語の習得に秀でたもの、算術理科などの推理に長ずるもの、地理・歴史等の事實の記

知情意三方面に於ける個人差

智能の段階

學校作業に於ける個人差

第十圖 發達の標式



憶に優れたもの、圖畫・手工・裁縫・體操等の技能に得意なものなどの區別も立て得る。

又種々の作業に習熟するとき、練習効果の現はれ方に種々の差異がある。

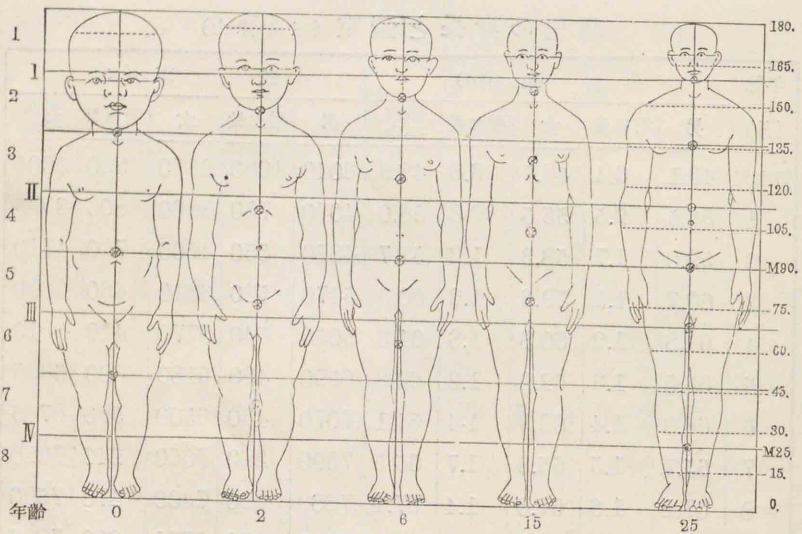
その標式を大別して三種とする。上昇式・停滞式及び下降式である。(第十圖参照)

第六章 心身の發達

第一節 身體の發達

兒童は成人を小さくしたものでなくして、特殊な形態を備へて居る。即ち身體各部の割合は、成人に比して著しい差異がある(第十一圖参照)。従つて初生兒が成人となるまでに於ける身體各部

第十一圖 成人と兒童との身體各部比較圖 北歐人の各種年齡に於ける兒童の身體と成人の同長に擴大したものである。(ストラツツ氏による)



の發育の割合はそれ々々相異つて居る。今、身體各部の長さの増加について見るに、成人のは普通頭部は初生兒の二倍、軀幹は三倍、腕は四倍、脚は五倍、全身は三倍五分の三となるとされて居る。そしてこれ等の發育は各部同時に進むものでなく、今はこゝ、次はかしこと相交代して發育し、全體から見れば發育のおそい時期と速かな時期とがあつて交互に律動的に進行するものである。

嬰兒期 生後滿一年間は齒牙

精神作用 心身の發達

精神作用 心身の發達

(る據に氏ツラトス) 達 發 の 供 子

時 た れ 生

日 六 後 生

日五十二月ケ三後生

半 月 ケ 五 後 生

生 後 一 ケ 年

生 後 二 ケ 年

幼 兒 期

第一表
嬰兒の身長と
體重

嬰兒の身長と體重 (三島博士)

年齢 (月)	身 長 (cm)					體 重 (g)				
	男	増加量	女	増加量	男女 平均	男	増加量	女	増加量	男女 平均
初生兒	49.1	6.4	48.7	6.8	48.9	3040	1030	2870	830	3000
1	56.5	2.5	55.5	2.8	56.0	4070	750	3800	800	3935
2	59.0	1.7	58.3	1.3	58.7	4820	650	4600	710	4710
3	60.7	1.1	59.6	1.2	60.3	5470	580	5310	460	5390
4	61.8	1.2	60.8	1.8	61.3	6050	540	5770	410	5910
5	63.0	1.3	62.6	1.3	62.8	6590	480	6180	320	6385
6	64.3	1.4	63.9	1.4	64.1	7070	430	6500	560	6785
7	65.7	1.5	65.3	1.7	65.5	7500	380	7060	240	7280
8	67.2	1.6	67.0	1.4	67.1	7880	330	7300	470	7590
9	68.8	1.6	68.4	1.4	68.6	8210	280	7770	290	7990
10	70.4	1.8	69.8	1.9	70.1	8490	250	8060	290	8275
11	72.2	1.3	71.7	1.2	72.0	8740	230	8350	150	8545
12	73.5	—	72.9	—	73.2	8970	—	8500	—	8735

幼 兒 期 一 歳 以 後 四
 時 期 を 嬰 兒 期 と い ふ。
 不 釣 合 で あ る。 此 の
 部 は 小 で 腹 部 は 大 き
 く、 全 體 と し て は 甚 だ
 過 大 で、 四 肢 は 短 く、 胸
 照、 そ の 形 状 は 頭 部 が
 殊 に 著 し い。 第 一 表 參
 一 箇 月 は そ の 發 育 が
 發 育 の 最 も 盛 な 時 期
 である。 特 に 最 初 の
 なく、 専 ら 哺 乳 に よ つ
 て 發 育 し、 人 の 一 生 中

精 神 作 用
心 身 の 發 達

(る據に氏ツラトス) 達 發 の 供 子

時 た れ 生

日 六 後 生

日五十二月ケ三後生

半 月 ケ 五 後 生

生 後 一 ケ 年

生 後 二 ケ 年

幼
兒
期

第一表
嬰兒の身長と
體重

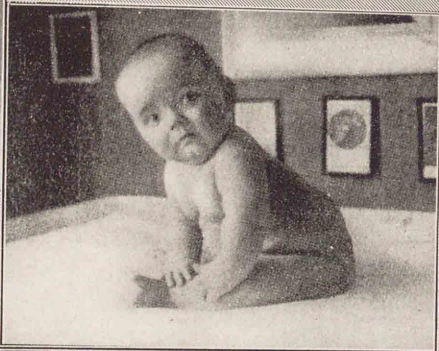
嬰兒の身長と體重 (三島博士)

年齢 (月)	身 長 (cm)					體 重 (g)				
	男	増加量	女	増加量	男女 平均	男	増加量	女	増加量	男女 平均
初生兒	49.1	6.4	48.7	6.8	48.9	3040	1030	2870	830	3000
1	56.5	2.5	55.5	2.8	56.0	4070	750	3800	800	3935
2	59.0	1.7	58.3	1.3	58.7	4820	650	4600	710	4710
3	60.7	1.1	59.6	1.2	60.3	5470	580	5310	460	5390
4	61.8	1.2	60.8	1.8	61.3	6050	540	5770	410	5910
5	63.0	1.3	62.6	1.3	62.8	6590	480	6180	320	6385
6	64.3	1.4	63.9	1.4	64.1	7070	430	6500	560	6785
7	65.7	1.5	65.3	1.7	65.5	7500	380	7060	240	7280
8	67.2	1.6	67.0	1.4	67.1	7880	330	7300	470	7590
9	68.8	1.6	68.4	1.4	68.6	8210	280	7770	290	7990
10	70.4	1.8	69.8	1.9	70.1	8490	250	8060	290	8275
11	72.2	1.3	71.7	1.2	72.0	8740	230	8350	150	8545
12	73.5	—	72.9	—	73.2	8970	—	8500	—	8735

幼 兒 期 一 歳 以 後 四
 なく、専ら哺乳によつて發育し、人の一生中發育の最も盛な時期である。特に最初の一箇月はその發育が殊に著しい。第一表参照その形状は頭部が過大で、四肢は短く、胸部は小で腹部は大きく、全體としては甚だ不釣合である。此の時期を嬰兒期といふ。

精神作用
心身の發達

四



千 冊 の 寶 齋 (x 4 m m m m m m m m m m)

全 冊 五 冊

全 冊 六 冊

全 冊 三 冊 二 十 五 冊

全 冊 正 々 冊 半

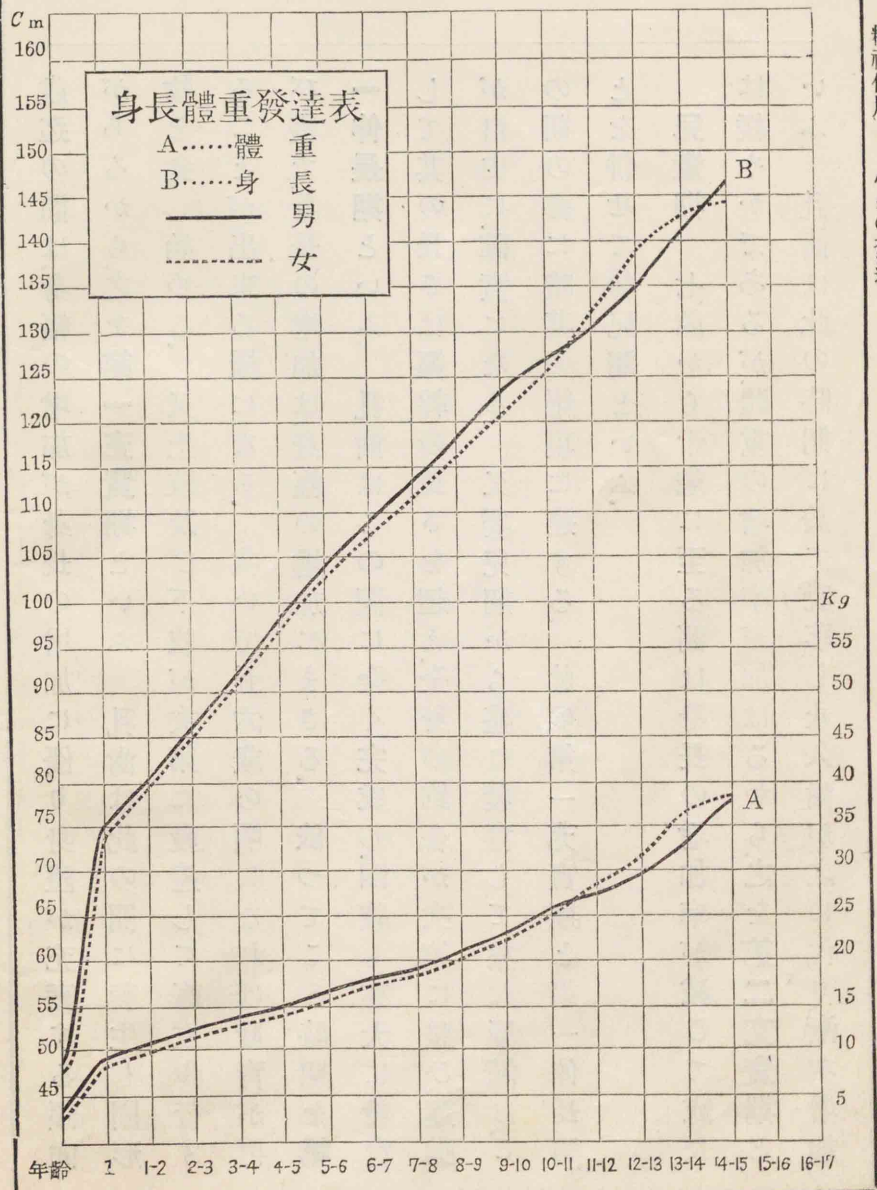
全 冊 一 々 半

全 冊 二 々 半

歳迄の間は、身幅の増加が身長増加に優り身體が充實する傾向があるから、之を**第一充實期**といふ。乳齒は此の間に發生し、固形物を食し始める。又上肢及び下肢が次第に發達して直立歩行することが出来る様になる。次いで五六歳の頃になれば、發育が再び盛で、身長増加は、身幅増加にまさる。依つてこの時期を**第一伸長期**といふ。乳齒はこの間に全く完成し、四肢も亦大に發育して其の長さは軀幹の長さを超え、全身の釣合が次第に整ひ、運動が自由に確實になる。又嬰兒期から盛に發育して來た腦髓は、この期の終に略其の絶頂に達する。此の**第一充實期**と**第一伸長期**とを併せて**幼兒期**といふ。

兒童期 七歳から十歳に至る間は身長増加率が減じて成長は緩やかであるが、體重の増加率が加はるから、之を**第二充實期**といふ。乳齒は此の時期に於て脱落し、永久齒が之に代り、漸次増加

第十二圖
身長體重
發達表



kg

青年期

して、次期に入つて略完成する。其の後十四五歳に至る間は再び盛な發達を始め、四肢殊に下肢の長さが著しく増加する。依つて之を**第二伸長期**といふ。但し女兒は一般に男兒よりも一二年早くその成長を始め、一二年早く之を終る。故に女兒の身長及び體重は一時男兒に優るが、後再び劣る様になる。(第十二圖参照) 第二充實期及び第二伸長期を併せて兒童期といふ。

第二節 精神の發達

身體の發達の經過に盛なときと、さうでないときとあつた様に、精神の發達も亦それに伴つて律動的な經過をする。

嬰兒期

嬰兒期 此の時期は身體の發育を主とし、精神の發達は極めて幼稚であつて、その生活に直接必要な感覺の發達と之に伴ふ簡單感情があるだけで、その行動は多くは本能的要求に基づく衝動的活動を爲すだけである。

幼兒期

幼兒期 此の時期に於ては、感覺器官が發達して其の作用は略完成し、好奇心及び模倣本能の發現と共に直觀的經驗を増し、意識の内容が豊富になる。又言語及び運動の發達に伴ひ、談話を樂み、遊戯を好み、頻りに戲曲的傾向を現はす様になる。自我意識の發達と共に次第に強い主我的傾向が現はれる。

兒童期

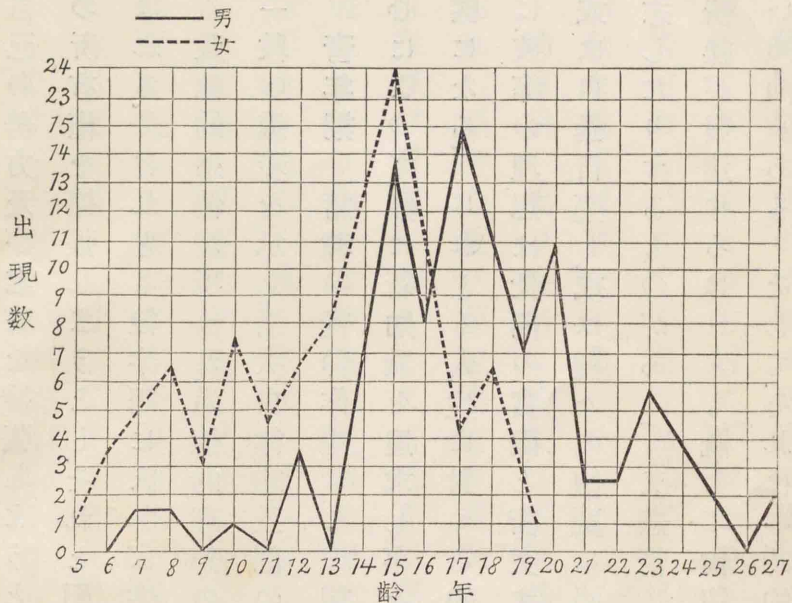
兒童期 記憶の發達によつて意識の内容が豊富になり、交際の範圍の擴大と共に多方面の情緒を経験するけれども、尙一般に主我的傾向が強い。而して其の主我的傾向は、運動機能の發達と共に爭鬪本能の發動を促し、或は動植物に對する殘忍性となり、或は

青年期

自己の勢力及び名聲を擴張しようとする名譽心となり、或は自己の所有權を擴張しようとし、それと關係して蒐集本能が著しく現はれる。けれども後半期に入れば、性的愛情の發現と共に純然たる愛他的感情が現はれ、道德的理想の萌芽も亦生じて徳性は茲に一段の進歩を示し、漸次自律的道德の生活に入らうとする。

青年期 諸種の精神作用は、この期に入つて益發達し、強き求知心によつて頻に新知識を追求し、事々に改良進歩を計らうとする様になる。けれども人生に對する知識經驗がまだ貧弱である爲に、彼等の理想は世間の實際と衝突することが多い。これが爲に或は自暴自棄し、或は種々の懷疑に陥つて、宗教に向つたり、哲學に志したりするものがある。又感情に於ても概念の發達に伴つて情操が發達するけれども、概して尙情緒的であつて、物に熱中し易い傾向がある。そして、それは一時的の發作に止まらないで稍、永

第十三圖
初めて神佛の
信仰に入つた
年齢(石神氏)
入信の時期は
男子では十七
歳女子では十
五歳のときに
最も多い。



續的となり、それが高潮して
來て容易に之を脱すること
が出来ないことがある。こ
の様な傾向は彼の本能的に
發達して來る愛情に於て最
も著しい。この愛情は純然
たる愛他的感情であつて親
子同胞及び朋友に對する愛
情を始とし、崇高な人格及び
無形の神佛に對する敬虔の
情等は、皆之に伴つて發達す
る。(第十三圖参照) 又自己
意識の發達は責任感を生じ、

知識・經驗の進歩は熟慮・選擇の傾向を生ずる様になり、交際の擴張
に伴ふ社會的制裁の刺戟は、次第に良心の覺醒を促し、日常の行爲
も自ら一定の主義による様になり、其の結果は各自益、その個性を
發揮する。之を要するにこの時期は心身共に成熟し、男女の特性
を發揮する時期であるが、體力が充實して元氣が旺盛である上に、
思考は固定せず、感情は強くて動搖し易いから、善に向つて強く、惡
に流れて激しい。この故に青年期は實に人生に於ける一大危機
であつて之を第二の誕生期といつてよい。

第三編 家庭教育

第一章 家庭教育の任務

家庭教育の重要

人の一生を樹木に譬へるならば、子供が學校に行くまでに培養される種々の習慣や傾向は樹木の根であり、學校や社會で教育される知識や技能は幹や枝葉である。樹木の根が充分に發達して適當な養分を與へられて居なければ、幹が延び、枝葉がはびこつて天を覆ふ程の大木にはなれない。即ち人の人たるに重要な修養の本源は、家庭教育によつて養はれるのである。近世に於ける新教育の提唱者ペスタロッチは最良の教育所は家庭であり、最善の教師は母であるといつたが誠に至言である。

家庭は血族關係を有するものが共同生活を營み、愛情によつて結合し、祖先傳來の家風を承けて一定の理想に生きて居る小社會



ペスタロッチ（一七四六—一八二八）は瑞西のチューリッヒに生れ、五歳のとき父を喪つたが、母の慈愛に満ちた教育は氏に偉大な感化を與へ、後に氏をして家庭的關係を學校教育に輸入して、教育改善による社會改良を企てしめた。圖は氏がスタンツに於て孤兒の教育をして居る有様である。此の學校は始めて間もなく閉鎖されたが氏の獻身的精神は此の時に最も明かに表はされた。後イヴェルダンに學校を起した時は各國から氏の新教育法を學びに来るものが多かつた。その中にヘルバルト、フレイベルなどがあつた。墓碑銘の一節に「總てを他人に盡して自ら奉ずる所がない。」とある。彼は實に教育者の手本である。

家庭の特徴

である。その後継者として生れた幼者は常に愛情深い養護を受けて成育し、父母・兄弟・姉妹その他の縁者との交際によつて、諸種の社会的關係を経験し、將來の生活に對する基礎を與へられるのである。即ち、父母の愛情・誠意を経験したもので、初めて同情や獻身的精神を體得する。兄弟・姉妹の交際によつて強い友情・共同心を養成せられるのである。

古來偉人の多くが、よい家庭殊に母の感化に基く事實は一面には遺傳の影響にもよるが、家庭の影響も之を認めなければならぬ。殊に幼時父母を失つて家庭の情味を味はなかつたものが圓滿な發達を遂げず、その甚しいものでは犯罪者となるもの、多い事實は、家庭教育の重要性を明かに示して居るものである。

第二章 家庭教育の方法



「母

と

子」

(レエノオルヅ作)

家庭の特徴

である。その後継者として生れた幼者は常に愛情深い養護を受けて成育し、父母・兄弟・姉妹その他の縁者との交際によつて、諸種の社会的關係を経験し、將來の生活に對する基礎を與へられるのである。即ち、父母の愛情誠意を経験したもので、初めて同情や獻身的精神を體得する。兄弟姉妹の交際によつて強い友情共同心を養成せられるのである。

古來偉人の多くが、よい家庭殊に母の感化に基く事實は一面に遺傳の影響にもよるが、家庭の影響も之を認めなければならぬ。殊に幼時父母を失つて家庭の情味を味はなかつたものが圓滿な發達を遂げず、その甚しいものでは犯罪者となるもの、多い事實は家庭教育の重要性を明かに示して居るものである。

第二章 家庭教育の方法

「母

と

子」

(レエノオルツ作)



「母

と

子」

(ラ・ロウレンス作)

嬰兒の養護
第二表
乳兒の死亡

生後		大正		元同		一三同		一四	
〇日	男	二四〇八〇	二五六六	二五九六	二五七四	〇日	男	二四〇八〇	二五九六
〇日	女	二二四〇五	二二四八	二二四八	二二〇五	六日	男	一九七三	一四八四七
六日	男	一八四九七	一五二九	一三七六	一三一九	六日	女	一八四九七	一三一九
六日	女	八・八〇	九・四二	九・四二	九四七	二日	男	六三九三	八・三三
二日	男	一四・六一	一八六九	一八六九	一五九六	二日	女	一四・六一	一五九六
二日	女	一一・五二	一四・〇一	一四・〇一	一二九八	六日	男	一七・五七	一九九〇
一月	男	一四・三九	一七・六一	一七・六一	一六・七四	一月	女	一四・三九	一六・七四
一月	女	一一・二〇	一四・五三	一四・五三	一三・一三	二月	男	九・〇七	一一・二〇
二月	男	一九・三七	二五・九〇	二五・九〇	二四・六四	二月	女	一九・三七	二四・六四
三月	男	一六・八〇	二二・五〇	二二・五〇	二二・〇七	三月	女	一六・八〇	二二・〇七
三月	女	二九・三六	三六・三五	三六・三五	三六・五九	六月	男	二七・〇七	三三・九七
六月	男	二七・〇七	三三・九七	三三・九七	三三・九七	六月	女	二七・〇七	三三・九七

乳兒の死亡(出生より満一年迄)

第一節 嬰兒期の教育

嬰兒期は全身の組織が薄弱であり、且つ發達の急激な時期であつて、疾病に犯され易く死亡率の最も大なる時期である。

嬰兒の養護上、最も留意すべきことは營養と睡眠とである。營養に於ては自然の食物である母乳を最良とする。併し乳齒の發生し始める頃から、母乳は次第に稀薄になるから、生後およそ八月を経れば母乳の外に牛乳・スープ・粥・卵黄等を與へて、順次普通の食

物に近かきしめるがよい。そして、嬰兒の健否は、その排泄物と體重とによつて知ることが出来るから、この二つに注意しなければならぬ。

嬰兒の精神は極めて幼稚であつて、體育が教育の主要部を占めて居る。併しその幼稚な精神のうち、將來發達すべき諸種の精神作用の萌芽があるのであるから、その保護と發達の助長は大切なことである。併し徒らに嬰兒を玩具視して、諸種の機能を促進せしめることをつゝしみ、自然の發達をまつべきである。

第二節 幼兒の家庭教育

幼兒の體育も亦嬰兒と同じ様に營養を第一とし、睡眠、保溫、清潔等に留意して、自然の發育及び健康を保護することを主とする。併し運動が自由になつてからは、運動的遊戯、戶外散步等によつて積極的な取扱を加味する必要がある。幼兒の食物については、食

嬰兒の心育

幼兒の體育

食物

第三表 言語の習得數

年齢	幼兒の單語の習得表					
	名詞	動詞	形容詞	副詞	代名詞	前置詞
一歳	七	一	二			
二歳	二二	八	三七	二一	八	六
三歳	四〇	一四	四七	三一	一四	九
四歳	七三	二六	五五	一三五	八六	二九
合計	一〇					

いこと等が大切なことである。日本人には齶齒が多い。これは幼い時から齒牙の衛生に注意しないからである。齒牙の衛生

法として食後に口を嗽ぐ習慣をつけることが必要である。幼兒の罹り易い病氣は、疫痢、デフテリア、猩紅熱、麻疹、水痘、百日咳、瘰癧等である。そして幼兒の病氣はその経過が極めて速かである。

幼兒の病氣

幼児の知育
言語の習得

から、時を移さず治療を加へなければならぬ。
 嬰兒は生れて四五箇月で、既に感情の表出としての叫聲を發するが、續いてバアバア、ウンマ等の單語を發する様になり、更に進んで幼兒期の初め頃から成人の言語を模倣し、多くの單語を習得し、簡単な會話をなし、益、語彙を擴張し、四歳では千三百に近い單語を覺え、思想感情の發表がかなり精細になる。

玩具

言語の練習について重要なのは玩具による教育である。玩具による遊戯は最も兒童の性情に適する。兒童は之をもてあそぶ間に種々の感覺の練習をし、觀察力を養ふものである。玩具はその構造が簡單で傷害を受ける恐れのないものを選ばなければならぬ。成人の好む玩具を必ずしも兒童はよろこばない。稍、長じては繪本も玩具の一つとしてよろこばれる。それには色彩は簡單で、しかも上品な繪のあるものを選ぶべきである。

幼児の徳育

次に日常生活に必要なよい習慣をつけることが、徳育の中心問題である。朝起きて顔を洗ひ、食前毎に手を洗ひ、食後及び就寢前に口をすゝぐこと、玩具のあと始末をすることなどは早くから養成すべきである。又自己の所有物と他人のものを區別させその使用と保管とを任せ、更に進んでは簡単な家事についての任務を定めて、漸次之を指導して行くことが必要である。指導するときには性急であつてはならぬ。一時に多くを望まず、氣永く、而かも一つの習慣の出來上るまでは方針をかへてはならぬ。そして時に賞讃、訓諭、懲戒を與へて獎勵すべきである。かくて一方には服従、他方には自治の習慣が養成せられる。

幼児の愛他的傾向

幼兒は主我的傾向の著しいものであるが、四五歳頃から長上を敬慕するのみならず、更に弟妹、交友に同情、好意を表し、家畜を愛護する傾向が現はれる。これは後に發達する愛他的感情の萌芽で

あるから、その涵養を助長すべきである。その涵養に最も効果のあるのは家族の間に存する家風である。一家のものが互に同情を表し好意を現はし、常に暖かい心情があふれて居れば幼児は自らそれに感化せられる。

要するに幼児の家庭教育は家風と父母の思慮とによつて自然の間に行はれるものである。長幼の序があつて、而かも嚴に失せず、同情と好意があつて、而かも愛に溺れず、公平で個性に適應した指導をなすべきである。

第四編 幼稚園教育

第一章 幼稚園と托兒所の必要

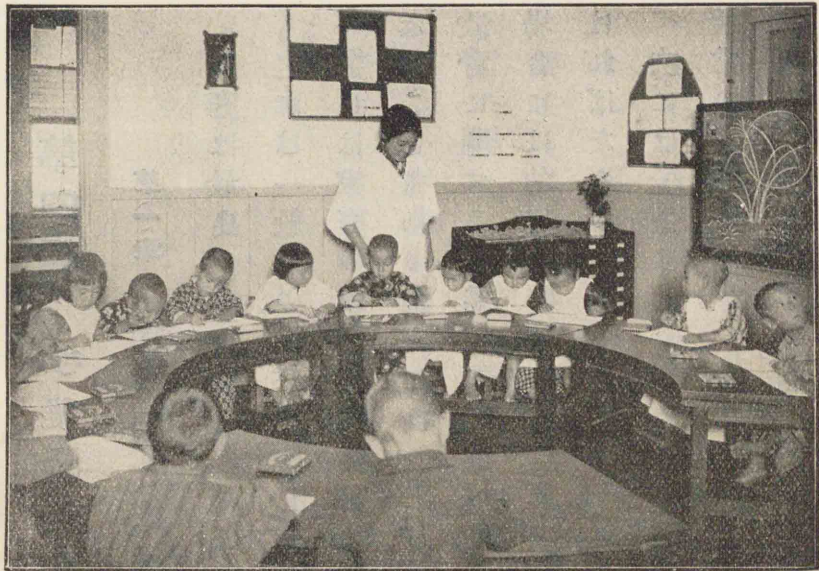
幼稚園教育の必要

家庭は最良の教育所であり、母は最善の教育者である。けれども之れは一般的のいひ表はし方であつて、其の例外は多い。即ち、一方には家庭の職業の關係上、専心子女の教育に當ることが出来ないこともあり、他方にはたとひその暇はあつても、世の母は悉く教育に關する知識技能を具へて居るとはいはれない。この様な場合には、幼児を特殊の教育所に送つて家庭教育の缺陷を補はなければならぬ。

次には子供は幼時から社會的生活に慣れしめる必要がある。通常の家庭ではかゝる訓練を受けしめる機會が少い。以上の様な要求を満足せしめるものとして幼稚園がある。そ

托兒所

第十五圖
托兒所(月島
托兒場)



して幼稚園の教育を特に保育といひ、これを施すものを保母といふ。

幼稚園に類するものに托兒所といふのがある。これは父母が家の外で勞役又は勤務に従事するとき、其の勞働時間中幼兒を預り、父母に代つて安全に保護し教養する場所である。即ち母が毎朝勞働に出かけるときに其處にあづけ、夕刻歸宅するとき、つれて歸るのである。これは一八四四年佛國パリに

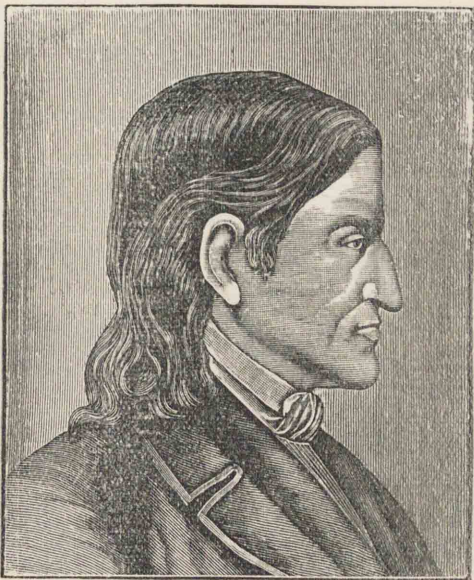
初めて設けられて以來漸次各國に擴まり、我國に於てもその要求が増加し、漸次各地の都市には勿論、農村に於ては農繁期托兒所の如きが起りつゝある。

第二章 幼稚園の發達

幼稚園はフレールベル(1782—1852)によつて始められたものである。氏はドイツ國チーリングゲン地方の小村に生れた。二十三歳のときフランクフルトに於けるペスタロッチ主義の學校に教師となつた。二年の後三人の兒童の私教師となり、之を伴つてペスタロッチの學校に赴いて、その助手となり、留ること二年、遂に身を以て教育革新の事に當らうと決心した。千八百十六年カイルハウに五人の兒童を集めて教育革新のことに従つた。これが幼稚園の始まりで、その名著「人の教育」を著したのも此の時であつた。千八百

幼稚園の始まり

第十六圖
フレールベルの
肖像



三十七年カイルハウに近いブランケンブルグの小村に幼児教育に關する氏の思想を實現する經營を始めた。二年の後氏は之を幼稚園と命名し、その餘生を此れに捧げた。幼稚園は兒童を植物に、學校を花園に、教師を園丁に比べたものである。

次で母の雜誌を發行し、保姆養成所を起し、又各都市に巡回して、自分の主義の宣傳につとめた。氏の知己ビロー男爵夫人ベルタは、彼れの死後熱心に幼稚園教育の趣旨を説き、更に歐洲諸國に宣傳したから、漸次各國にフレールベル主義の幼稚園が設立せられ、遂に今日の盛況を呈するに至り、わが國でも明治九年始

めて東京女子師範學校内に附設せられたのである。

第三章 幼稚園教育の要旨

幼稚園教育は家庭教育を補ふ所であるから、その教育の方針も亦家庭教育に於けると同じである。即ち身體の養護と善良なる性情の涵養とが主要な任務である。幼稚園令及び同施行規則中に、幼稚園の目的及び保育の要旨について規定してある所は、よくその點を明かにしてある。

保育の要旨

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス(幼稚園令第一條)

幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ

難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス
 常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善
 良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ(幼稚園令施行
 規則第一條)
 幼稚園は家庭教育を補ふべきものでそれに代るべきものでな
 い。家庭と協調して幼兒の心身の發育を助けるに過ぎない。又
 保育は小學校教育を早めたものでもなく、その基礎教育を施すに
 過ぎない。

第四章 保育の方法

保育の基礎

保育は幼兒が自然に有する自然活動を導いて心身の健全な發
 達を助長し、善良な性情を涵養することを目的とするが、その自發
 活動は遊戯として現はれるものであるから、保育法の基礎は遊戯
 の指導にあるといふべきである。

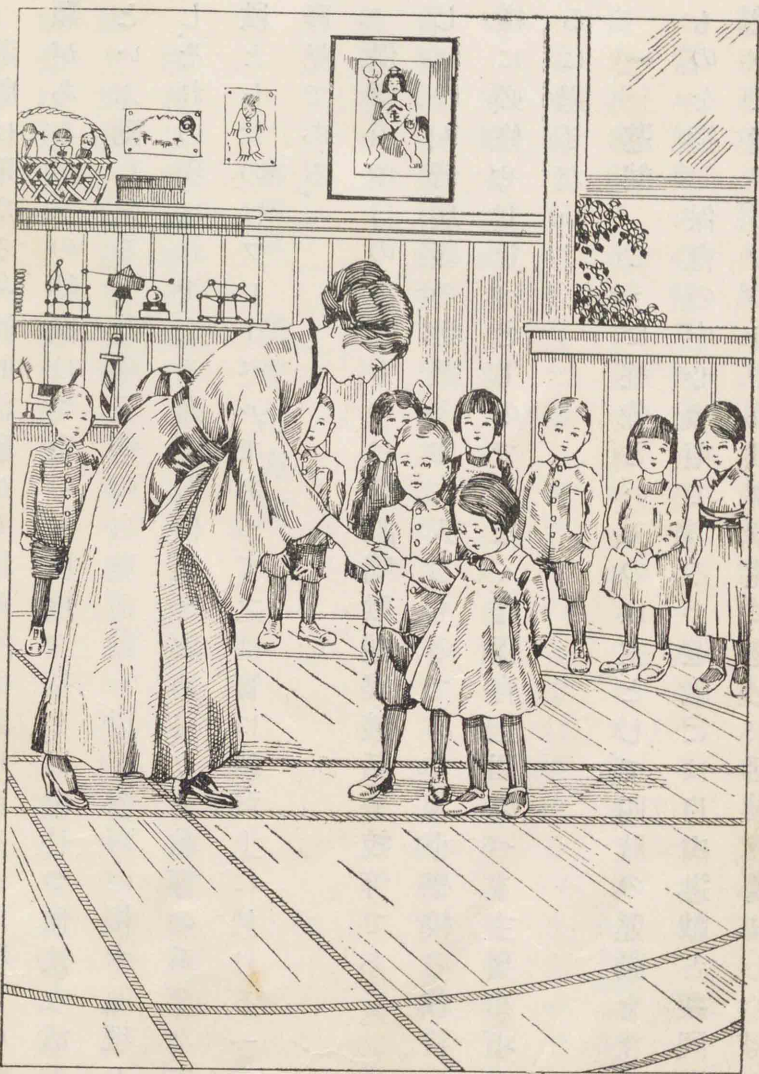
遊戯は單なる身體的活動から精神的活動に至るまで種々の種
 類があるが、その特徴は兒童の自發性に基き、自由且つ愉快な活動
 といふ點にある。此の兒童の自發活動を以て教育の根本原理と
 し、その現はれである遊戯の價値を認めて、之を教育の重要な手
 段としたのはフレイベルであつて、之は實に教育上に於ける一大
 發見である。

保育の項目の主なものには遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等である。併
 し何れも皆廣義の遊戯の中に入るものであり、又小學校の教科の
 様に必修せしむべきものでもなく、唯保育上用ふべき主要事項た
 るに過ぎない。

遊戯

一 遊戯 ことゝに遊戯といふのは主として四肢の運動をなす
 ものを指し、保育の中心事項である。遊戯には自由遊戯と共同遊
 戯の二種がある。自由遊戯は個性に適した活動を営ましめ得る

第十六圖
幼稚園の遊戯



點に於て價值があり、共同遊戯は規則を尙び、協調し、相親む習慣を養ふ點に於て價值が多い。

二 唱歌 人は天性音樂を好み律動をよろこぶ。故に如何なる野蠻人でも一定の曲に合せて歌を歌ひ舞踊する。幼兒に於ても歌ひ得ない時分から既に一定の音樂を聞いてよろこび、これを模倣する傾向が著しい。唱歌は實に此の人性に基き發音の練習をなし、心情を快活にし、美感を養ひ、徳性を涵養する上に効果のあるものである。

幼兒に課する唱歌はその歌詞は平易で、歌曲は高低の差が少く勇壯快活なものがよい。

三 觀察 自然の事物、自然現象及び人事に屬する諸種の事件を觀察せしめることは、知識の基礎を確實ならしめる上に於て最も重要なことである。知識を得る出發點は直觀である。故に或

唱歌

談話

は動物園、公園及び野外に伴ひ、或は祭禮、年の市等を利用して、以て諸種の事物及び事件に對し注意深く且精密に觀察する習慣を養ふやうに留意しなければならぬ。

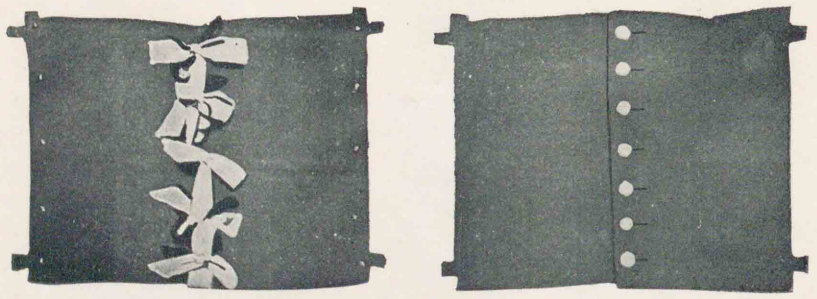
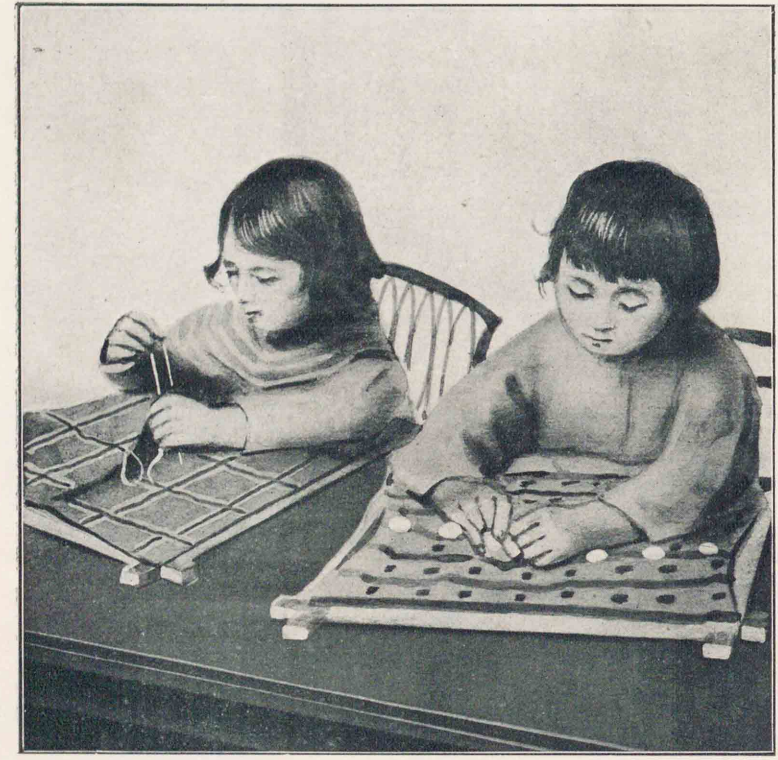
四 談話 談話の種類は童話、神話、寓話、假作物語、英雄譚、實話等であるが、その選擇に當つては最もよく兒童の程度境遇に適し、上品で道徳上有害でないものを求め、あまりに殘酷又は妖怪で恐怖戰慄の如き悪感を起さしめる様なものは避けるがよい。又保育に於ける談話は教訓を與へるよりも樂ましむべきものであるから、道徳的教訓を施す様な場合にも、極めて自然的にすべきである。

五 手技 幼兒は材料を利用して新しいものを構成しようとする強い傾向がある。此の本能を満足せしめつゝ、眼と手とを練習し、想像思考等の作用を練り、注意集中の習慣を養ひ、且美感を發達せしめるのを目的とするものが手技である。手技は恩物又は遊

手技

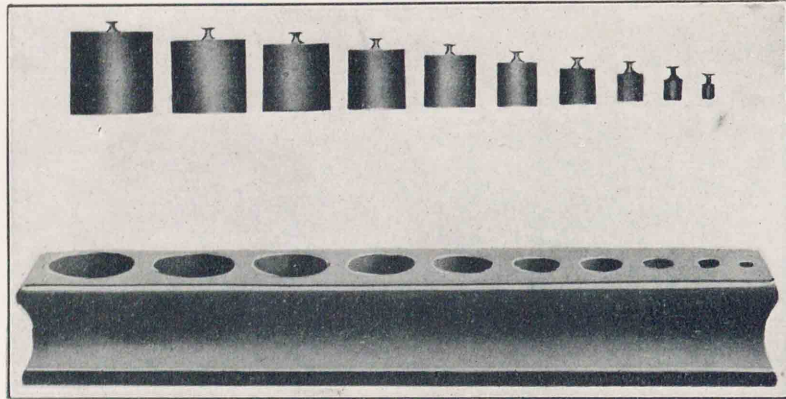
(一の其) モンテッソーリの遊具

ひ結紐 けか釘

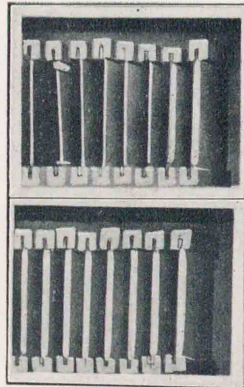


(二の其) 具遊のーリソッテンモ

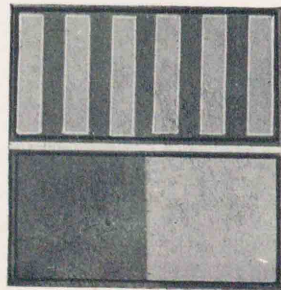
木 嵌 柱 圓



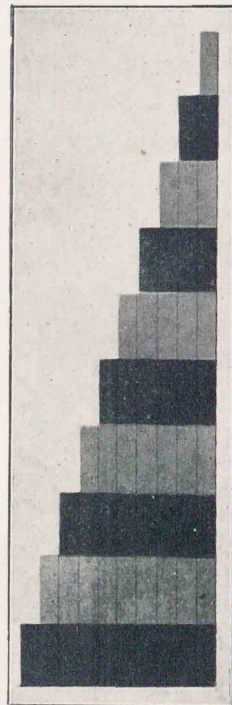
べ 排 卷 糸



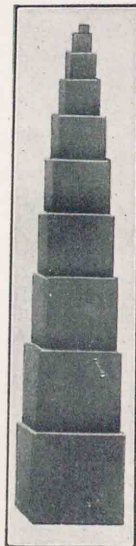
紙 板 砂



梯 長



塔 高



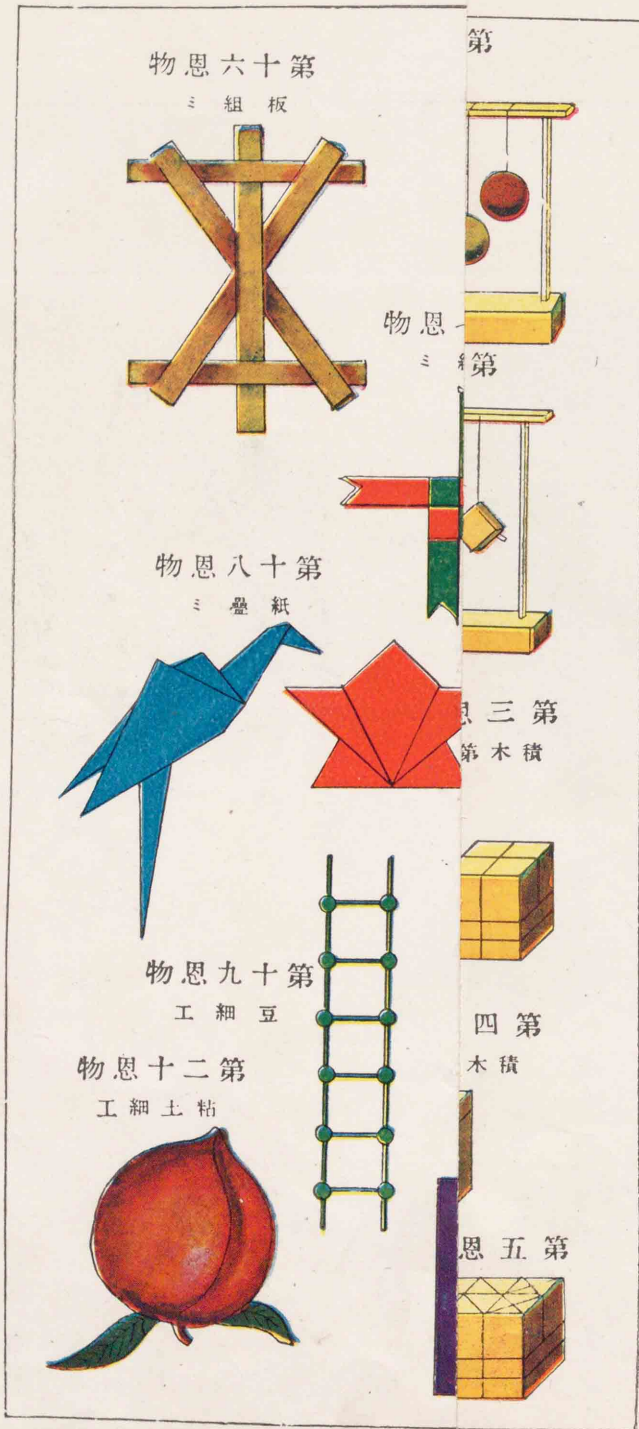
第十七圖
モンテッソリ
の肖像



具を用ひて行ふ。恩物はフレールベルの發案にかゝるもので、六球・三體・積木(第一から第四まで)板排べ・箸及び環・絲及び紐・粒體・紙刺し・

縫取り・畫き方・紙剪り・紙織板・組み・紙組み・紙疊み・豆細工・粘土細工等の二十種ある。

モンテッソリ女史は、感覺及筋肉運動の練習を主眼とする遊具を考案した。例へば視覺の練習具として其の徑と高さの異なる十個の圓柱を木板の穴にはめさせ、或は十個の立方體で塔を作らせ、絲卷排べなどをなさしめる。聽覺の練習には箱の中に砂・穀粒・小石等を入れ、その音によつて内部のも



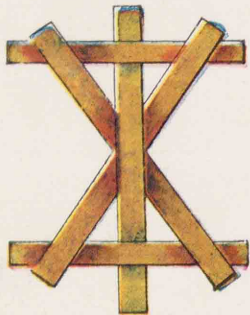
のを推知せしめ、觸覺の練習には砂紙・羅紗布等を板に貼りつけたものを與へて粗滑の順に排べしめ、運動感覺の練習には重さの異なる板を重さの順に排べしめ、手指運動の練習には紐結びボタンかけ等をなさしめる。

第五章 幼稚園の設備

幼稚園の設備中最も重要なものは遊園である。遊園は日當りがよく、高燥で、その周圍には樹木を植ゑ、夏になつて綠蔭の出来る様にし、その一部に花壇・砂場・小山・小池等を設け、四季をり草花を植ゑ、運動遊戯に要する機

物恩のルベレフ

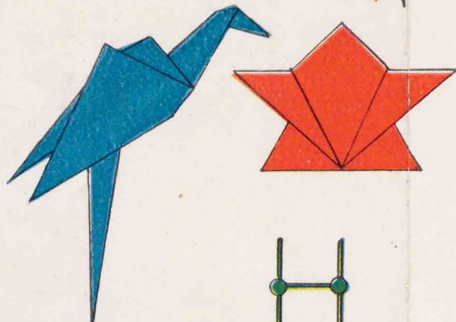
物恩六十第
ミ組板



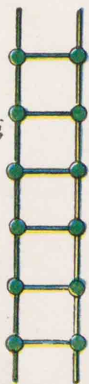
物恩七十第
ミ組紙



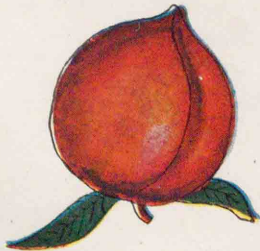
物恩八十第
ミ疊紙



物恩九十第
工細豆



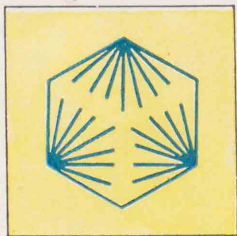
物恩十二第
工細土粘



物恩一十第
シ刺紙



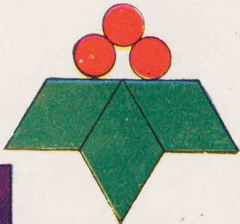
物恩二十第
リ取縫



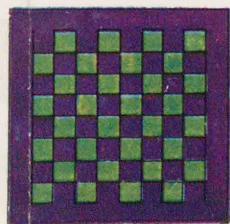
物恩三十第
方キ畫



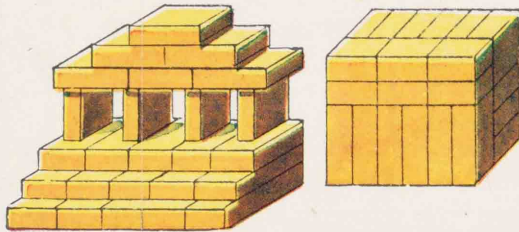
物恩四十第
リ剪纸



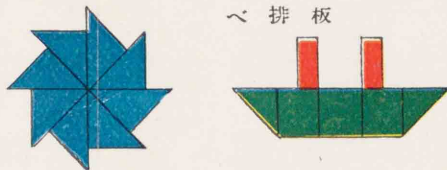
物恩五十第
リ織紙



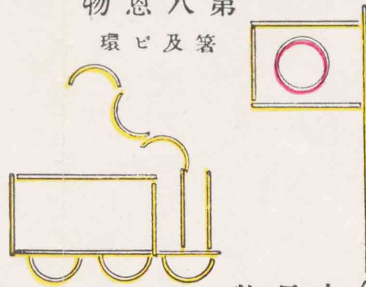
四第木積 物恩六第



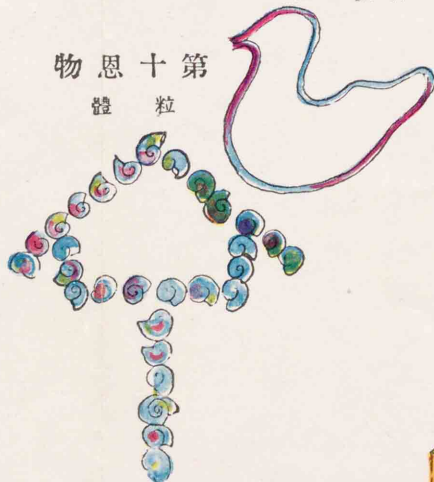
物恩七第
べ排板



物恩八第
環ビ及箸

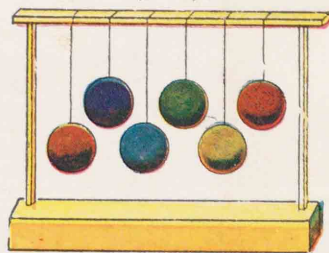


物恩九第
紐ビ及絲

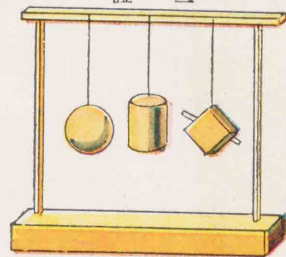


物恩十第
體粒

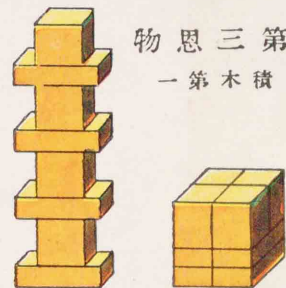
物恩一第
球六



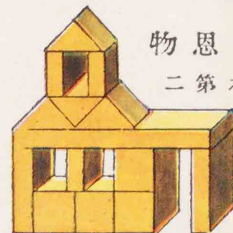
物恩二第
體三



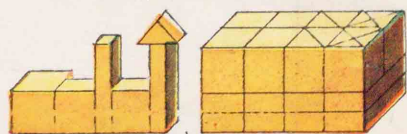
物恩三第
一第木積



物恩四第
二第木積



三第木積 物恩五第



て総商の出来る様にしてその一部に花壇・砂場・小山・小池等を設け、四季をり草花を植ゑ、運動遊戯に要する機

遊戯室
第十九圖
「子供の家」の
移動保育。幼
児が椅子を背
負つて行けば
森の中にも
河原の中にも
保育室が作
られる。



右の外、幼稚園としては職員室、附添人控室、手洗場その他保育上必要な諸種の器具を備へ附けなければならぬ。

械を備へ、一方には自然に樂み、他方には自由に運動の出来る様にすべきである。その大きさは幼児一人について最小一坪宛で、廣い程がよい。

次に重要なのは、遊戯室と保育室とである。遊戯室は行進遊戯、聯合唱歌を課するとき、又は雨雪中の遊戯の場所となるものであるから、充分の廣さを必要とする。保育室は幼児五人について一坪以上の面積を有し、光線の射入、通氣等が適當でなければならぬ。

園児の數

現今では一幼稚園の幼兒數は、約百二十人以内（特殊の事情あるときは約二百人まで増すを得）とし、一人の保姆の保育する幼兒數は約四十人以下と規定されて居る。幼兒の個性に應じて指導する必要が、小學校の兒童の場合よりも一層大であるから、保姆の保育する幼兒數は割合に少いのがいよい。勿論年齢によつて異なるけれども、幼いものでは一組およそ二十人位を適當とする。

第五編 小學校教育及び社會教育

第一章 小學校教育の任務

小學校の教育は最初のものであり、従つて最も基礎的で最も重要なものである。

小學校の任務については小學校令第一條に明かにしてある。即ち次の如くである。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

一 身體の發達 兒童期は身體の發達が盛んな時期であるから、若しも、この時期にその發達が充分でないときには精神の發達をも妨げ、又身體の虚弱なことは將來十分な社會活動を不可能な

小學校教育の本旨

身體の發達

らしめる。これは個人的に見ても國家的に見ても、等しく大なる損失である。故に小學校では、先づ兒童の身體の發達に留意しなければならぬ。

道德教育

二 道德教育

兒童は將來社會の一員として活動するものであり、そして社會生活の根本條件は道德にあるから、早く徳性を養ひ、良習慣を得しめ、他日完成の基礎を作らしめなければならぬ。

國民教育

三 國民教育

國民教育とは國民精神を養ひ、將來國民としての責務を完全に果し得る様に導くことである。一國には歴史があり、國民としての風俗習慣、國語があるから、兒童教育に當つてはそれ等のものによつて、國民として必要な思想、感情、意志を備へ、國家の進展に貢獻する素地を作らなければならぬ。

道德教育及び國民教育は極めて重要であると同時に亦極めて困難であつて、一朝一夕のことではなく、その完成は將來の修養に

普通の知識技能

俟たなければならぬ。これが小學校令に「道德教育及國民教育の基礎」としてあるわけである。

四 普通の知識技能

兒童は他日一家を維持し、國家社會に對して何等かの貢獻をする責任を持つて居る。而して此の責任を果す爲には、素質に應じた職業に従事する必要がある。従つて教育に於ては、實際社會の生活に必要な知識技能を授けなければならぬ。併し人生に於ける職業はその種類が極めて多いから、小學校では或る特殊の職業のために準備すべきでなく、單に一般的基礎を與へることで満足すべきである。小學校令に「普通の知識技能」といつてあるのはこの爲である。

以上の中一は主として養護の問題であり、二と三とは主として訓練の問題であり、四は主として教授の問題である。

第二章 養護

第一節 養護の任務

養護の任務

養護は被教育者の身體の發育を助長し、身體各部の機能を完全にして健康と體力との増進を目的とする。その方法には身體の健康と發育とを保護する方面と、更に進んで鍛鍊を加へて體力の増進を圖る方面とがあるが、此の二つの方面は共に重要で、その何れか一方に偏してはならぬ。但、幼弱者又は體質の虛弱なものに對しては、保護を主とし漸を追うて、年齢や體質相應の鍛鍊を加へる様にすべきである。

第二節 養護の方法

設備

一 設備 校地は高燥な土地を選び樹林を備へ、風の日に塵埃の立たない様な工夫が必要である。教室は採光通氣溫度の調節

疲勞と休憩

をよくしなければならぬ。授業中の姿勢は身體の發育及び健康に關係することが多いから、机腰掛の高さは兒童の身長に應じて適當なものをを用ひ、作業時の姿勢に留意しなければならぬ。

二 疲勞と休憩

心身の作業を營めば必ず疲勞を起す。疲勞は年齢の幼いもの、心身の發育の盛んなとき、身體の虛弱なものほど早く現はれる。疲勞には多くは疲勞の感を伴ふけれども、兒童では之を自覺しないことがある。特に興味のある遊戯にふけて居るときにはさうである。疲勞恢復の手段は、休息を與へることである。故に遊戯に於ては特にその時間の長さに注意して、適當に休息せしめなければならぬ。教授の一時限の長さも事情さへ許せば、兒童の發達の程度に應じて斟酌すべきである。

課業の輕減

普通兒でも劣等兒でも、身體に異常あるものは疲勞し易いから、共に課業を輕減しなければならぬ。世間往々劣等兒に餘分の課

學校病

傳染病

業を課するものがあるが、それは却つて有害である。

三 學校病、傳染病及傷害 學校生活の結果として、頭痛、衄血、消化不良、近視眼、脊柱彎曲、神經衰弱等の所謂學校病を發することがある。これ等はその病勢の著しくない間に治療豫防につとめなければならぬ。

赤痢、コレラ、チフス、ペスト、肺結核、痘瘡、ジフテリア、猩紅熱、百日咳、流行性耳下腺炎、トラホーム、麻疹、疥癬等の傳染病に對しては、其の豫防消毒に注意を怠つてはならぬ。

校具、運動機械等の不備、運動場の地形等から不慮の過失で傷害を受けることがあるから、それを未然に防ぐ工夫を要し、若し不幸にして傷害を起したときは適當な處置をしなければならぬ。その爲には教師は醫師の來診前の應急手當法について、豫め心得て居なければならぬ。



でいなつをゝてお

四 體操及び遊戯 以上述べたものが、主として養護の保護的方面であるのに對して、運動及び遊戯は主としてその鍛鍊的方面である。

體操と遊戯とは身體の諸機關を均齊に發育せしめ、四肢の動作を機敏ならしめ、全身の健康と體力を増進する目的で課するものである。加ふるに體操と遊戯とによつて精神を快活にし、剛毅の氣象を養ひ、規律に従ひ協同を尙ぶ習慣を養ふ事が出来るから、訓育上にも亦重要な科目である。

五 身體検査 各兒童の健康とその發育の状態を知ることとは、兒童の指導上極めて重要なことである。法令の定むる所によれば、毎年四月兒童の身體検査を施行することになつて居るが、學校では規定以外に時々之を行ひ、その結果によつて兒童及び家庭の反省の資料を供給しなければならぬ。

第三章 教授

第一節 教授の任務

教授は教育の目的を達する一つの方法であつて、日常生活に必須なる普通の知識技能を授けることをその任務とする。そして學校では、この目的の爲に最も多くの時間と勢力とを費すのである。

知識技能を授けるといふのは、一方には現代の生活に必要な資料を提供すること、他方にはそれ等の資料を受け入れしめることによつて、將來新しい資料を得るに必要な心力を練ることである。資料を興へる方面は教授の實質的目的であり、心力を練る方面は形式的目的である。

更に進んで考へるに、如何に豊富な知識技能を授け、受容に必要

教授の任務

實質的目的と形式的目的

追及的興味

教授の材料

な心力を練るといつても、小學校の教育の時間は限られて居り、兒童の受容力の發達にも制限がある。然るに社會は絶えず進歩するから、若しも社會に出て自ら研ぎ修養を持續する精神を缺くならば、到底有爲の國民とはなり得ない。而して此の自ら研ぎ修養を續けしめるには知識に對して興味を感じ、之を追及してやまな

い精神を涵養することが必要である。

第二節 教授の材料

學校に於て教授する事項を教材といひ、各教材をその性質に従つて分類し、系統づけたものを教科といふ。教科目の選定は國民教育上極めて重要であるから、國家はその小學校に於て教授すべき教科目を定めて居る。小學校令に規定されて居るものは次の如くである。

教科課程表

國定教科書

尋常小學校

必設科目 修身國語算術國史地理理科

加設科目 圖畫唱歌體操裁縫(女兒)手工

高等小學校

必設科目 修身國語算術國史地理理科圖畫手工

唱歌體操實業(農業工業商業ノ一科目)

又ハ數科目(家事(女兒)裁縫(女兒))

加設科目 外國語(英語)其の他の教科目

諸教科は各固有の目的があり、その性質を異にし、又兒童にとつて難易の別がある。これ等のことを考慮して教材を各學年に配當し、更に毎週の教授時數を定めてある。之を教科課程表といふ。教科書の良否は教育の效果に大なる影響を與へ、又その價格の高下は國民の經濟に深い關係をもつて居るから、我國では明治三十七年以後、主として文部省の編纂した所謂國定教科書を使用せしめ、尙ほ檢定を経たるものにて採用されるものもある。

教授細目

教案

日課表

教科書は教則に示された各科教授の要旨並に教科課程表に基いて作られて居るが、全國一樣に定められてあるから、實際の教授に當つては尙土地の狀況、學校の特殊の事情を考へて、實際に適する様に教材を選択配列し、教授の進行を豫定しなければならぬ。此の豫定案を教授細目といふ。教授細目に於て定めた教材を更に各時間に配當し、教授の目的を決定し、順序方法を考案し記述したものを教授案教案といふ。次に教科課程表に定められた教授時數により、各教科目の教授の順次を一週の日に配當した所謂日課表(時間割)を作らなければならぬ。日課表は教科目の難易及び一日中又は一週中に於ける兒童の心身精力の消長を顧慮して決定せらるべきもので、教授の効果を擧げる上から見て大に考慮を要する事柄である。

第三節 學級の編成

學級

學校では、發達程度の略ぼ等しいものを以て同一學年を作り、又一人の教師が一教室内で教授し得る兒童數を定めて一學級を編成する。一學級は同一學年の兒童のみを以て編成する單式學級を本體とするけれども、時としては相異なる二箇學年以上の兒童を以て一學級を編成する複式學級もある。複式學級の中、全校兒童を一學級に編成するのを特に單級小學校といふ。一學級の兒童の定員は尋常小學校に於ては七十人、高等小學校に於ては六十人を限度とし、特別の事情あるときは各十人を増すことを得る規定である。又一學校の學級數は二十四學級を以て限度とし、此の制限を超えるときには府縣知事の認可を受けなければならぬ。

第四節 教授の段階

教授に於ては、先づ教材を其の内容によつて適宜に區分することが必要である。この區分せられた教材の分節を教授の單元と

教授の段階

稱し、教授上一單元を取扱ふ順序を教授段階といふ。知識教授に當つては、大凡次の如き教授の段階をとるがよい。

一 豫備 教授の目的を指示し、或は新教材と關係のある過去の經驗を思ひ浮べしめ、或は既習の材料を復習して、兒童の心を新教材を受け入れるに都合よい状態におき、學習動機を喚起するのが目的である。

二 提示 新教材について、明確な知識を得しめることで、此の段階に於ては或は直觀せしめ、或は説明し、或は問答を用ひて、兒童を活動せしめつゝ、一步一步順を追うて了解せしめなければならぬ。

三 總括 提示して了解せしめた個々の材料に系統を立て、或は法則に歸納せしめるのが目的である。

四 應用 提示及び總括に於て得た知識は、更に之を一層廣い

知識の系統に編入し、或は之を實際生活に應用することによつて一層明確になる。

次に技能教授に於ては、普通豫備・示範・練習の三段階に分ける。知識教科では理解せしめるのが主であるから總括が重きをなし、技能教授では筋肉運動の習慣を得しめるのが主であるから練習に重きを置くべきである。

第五節 教授の様式

教授の様式

教授に當つて教師と兒童の活動ぶりを、教授の様式又は略して教式といふ。教式には教師の活動が主となる注入的形式と、兒童の活動が主となる啓發的教式とがある。

注入式には示教式・示範式・講話式があり、啓發式の中には問答式と課題式とがある。元來これ等の教式は、教材の種類と兒童の發達の程度とに應じて定められたもので、一概にそのよしあしを定

訓練の任務

めることは出来ない。尙最近には、兒童の自發的活動を本とした討論式・構案式等も用ひられる様になつた。

第四章 訓練

第一節 訓練の任務

訓練は兒童の道德的知見を高め、感情意志を陶冶して道德的品性を涵養し、道德の實踐を指導することを以て、その任務とする。幼弱なる兒童の行動は衝動的で、未だ善惡の差別が明かでない。従つて父母の行ふ所を盲目的に摸倣し、その善しといふ所は何等理由を考へることなく、衝動的に實行する傾向が著しいが、學齡に達する頃から多少自覺的に長上の言動に従ふ様になり、十歳頃からは更に進んで自分の考へで獨立に行動する要素が多くなるが、未だ純然たる自律的行爲の域に達しない。故に學校に於ては、兒

他律的から自律的に

利己的から共同的に

童の行爲を他律的から漸次自律的に導いて行かなければならぬ。次に幼兒は主我的な特徴がある。言ひかへれば利己的で社會生活に適しない。家庭生活も一つの小社會で、その間に社會に於ける複雑な人事關係を経験するけれども、更に學校に入るに及んでは兒童の相互の制裁と教師の具案的な誘導とによつて、社會生活に必要な諸徳の修養をなし得るのである。

要するに學校に於ける訓練は、兒童の行爲を他律から自律的に、利己的から共同的に導き、將來社會生活を營むに必要な道德的修養を與へるのが目的である。

第二節 訓練の方法

道德の發達は、一方には道德的知識及び感情の發達と、他方には實踐躬行の習慣の成立に基く。かくの如き發達をなさしめる爲に、學校では種々の方法を用ひる。

(一)間接的方法

道德的知識を組織的に啓發するのは學校に於ける修身科の任務である。修身科は教育に關する勅語の趣旨に基き、社會に對する人の務を知らしめ、道德的理想を高め、純潔な道德的感情を起さしめるのが目的である。その他、國史、地理、國語等の教授に於ても志操を養ふ機會が多いから、教育者はこれを利用することを怠つてはならぬ。

訓話

學校或は社會に於ける偶發的事項に基いて教訓を與へる訓話は、修身科の教授の如く系統的ではないが有效である。全校兒童に對して行ふ訓話を特に講堂訓話といふ。

誨告

祝日・大祭日・入學式・卒業式等の儀式に於ける誨告は、忠君愛國の志氣を鼓舞し、奮發心を起さしめる上に効果がある。殊に舉式に當つて靜肅秩序に注意して莊嚴の感を懷かしめる様にすれば、誨告の效を大にし、感激を促す上に有效である。

(二)直接的方法

以上は主として思想感情の教育であつて、訓練の方法としては寧ろ間接的であるが、之れ等に對して兒童の學校生活そのものを基礎とする、一層直接的な訓練法がある。遊戯と作業とによる訓練はそれである。

一般に作業及び日常の勤務は、自己の責任を重んじ、之を遂行する努力心を養ひ、困苦に堪へ勤勞を厭はない習慣を養ふことが出来る。又諸種の團體的行事は、秩序を守り、服従共同の精神並に統御の手練を覚えしめるものである。

遊戯や作業の實行によつて自然に良習慣を得る様に導くのは、訓練法として最も成功したものである。その様な状態に至るまでには種々の指導法を必要とする。殊に兒童間には個性の著しい差があるから、時に兒童の特質に應じて、臨機の方法を用ひなければならぬ場合が多い。今その指導法の主なるものを次に述

指導法

べる。

一 示範 躬を以て率ゐるといふことは、教育の根元である。

幼弱なときは無意的摸倣が主であるが、稍長じては自己の尊敬する教師の言動は、之を有意的に摸倣する様になる。遊戯や作業等のとき、教師が兒童の仲間となつて行へば示範としてその効果著しいものがある。

二 注意の轉向 兒童が若し邪惡な感情、欲望を起したならば、之を直ちに抑壓しないで他の善良な對象に注意を向けしめることが、一つの有效な訓練法となるものである。成人でも腹が立つたとき、書物を読めば怒りの感情は和ぐものである。これは注意を他の對象に轉じたからである。

三 訓諭 稍長じて多少事理を解する様になつた兒童に對しては、非行に對して訓戒を與へ、善を行ふべきことを諭して兒童の

反省を促すべきである。訓諭を以て尙指導し難いときには、
四 命令禁止 により教育者の意志を表明して、斷然之に従はしめなければならぬ。

五 懲罰褒賞 罰は之を濫用すれば、廉恥心を傷け、自暴自棄におちいらしめる恐れがあるから、非常の場合の外、用ひてはならぬ。又罰を與へるには私情を挟むことなく、眞に兒童の將來を思ふ心から出て、愛情を以て行はねばならぬ。

賞は罰に比してその適用の範圍が廣く、その効果も著しいとせられて居るが、あまりに頻繁になれば遂に賞を與へなければ事を行はない様になる。年を長ずるに従つてその度数を減じ、感覺的の賞から精神的の賞にうつり、努力して成績がよくなつたときの様に行爲の當然の結果として來る自然の賞をよるこぶ様に導き、終にはその結果如何を問はず良心の満足を以て、最善最高の褒賞

と感ずる様にしなければならぬ。

第五章 教育の效果の調査と職業指導

教育效果の調査の必要

一定の期間具案的に教育したならば、何程かの成績が現はれる筈である。即ち、養護の方面では身體検査の結果によつて、身體の發育强健の度の變化を、教授の方面では學業成績検査の結果によつて知識技能の發達の有様を、訓練の方面では操行調査の結果によつて道徳的知識の正否、道徳的感情意志の善惡強弱等の變化として之を認めることが出来る。かくの如き心身に於ける變化は、之を時々精密に考査することによつて、一面には教師自身の教育法の適否を判斷し、將來に對する計畫の參考資料とし、他面には兒童及び家庭をして反省せしめ、且つ學校と家庭との連絡をとる上の材料とすることが出来る。

職業指導

教育效果の調査の利益は之れに止まらない。兒童が小學校を卒業するときに、各兒童について將來如何なる學校に進入すべきかの修學指導及び如何なる職業に従事すべきかの職業指導をすることは、教育者の當になすべき義務である。各教師がこの義務を完全に行ひ得るか否かは、實にその兒童の一生の幸不幸と、延いては社會全體の進歩の上に重大なる影響をもたらすものである。而して修學及び職業の指導をなすには、第一には兒童の心身に於ける特徴を精確に知ることを要する。そしてこの要求は教育の効果を精密に測定することによつて得られる。

世に職業の種類は多い。而して如何なる職業を選ぶも、それは各個人の自由である。けれども人には能不能があり、又得意とする所を異にする。こゝに職業の指導の必要がある。然るに誰れでも自己の能力については判断が極めて不正確であるから、教育

家庭と學校との
連絡の必要

者に於て、その個人の適する範圍を示して、その中から各兒童の興味によつて選擇せしめる様に仕向けなければならぬ。その爲には第二の要求として、教育者は豫め一々の職業が如何なる性能を必要とするかについて、明かな知識を有することが大切である。

第六章 家庭と學校との聯絡

兒童は嬰兒期と幼兒期とを通じて家庭で教育せられ、兒童期に入つて小學校で學校教育を受けることになつて居る。併し學校に入つてからでも、家庭から通學するのを本體とするから、時間の上でいへば學校に居る間よりも家庭に居る間の方が長い。故に家庭教育の適否は直ちに學校教育の效果に影響を及ぼすものであるから、家庭に於ては兒童の入學前と等しく、その教育に注意を拂ひ、學校と聯絡を保つて互に相助けに行かなければならぬ。

連絡の方法

故に學校は通知簿により、或は兒童の家庭を訪問し、或は父兄懇話會を開いて、父兄との接觸を計り、又父兄は時々學校を參觀して、兒童の學習狀況を見、學校の教育方針を知り、つとめてその方針に従つて家庭教育を行ふ様にしなければならぬ。

第七章 我國の學校系統

我國の學制は、明治五年に初めて佛國の制度にならつて制定せられ、その後屢、改正があり、今日では略、我國特有の制度を有する様になつた。今教育の目的によつて諸學校を分類すれば、五種に大別することが出来る。

一 普通教育 これは國民として一般的陶冶をすることを目的とする學校である。小學校は普通教育の基礎教育を施す所で、その上に中學校、高等女學校及び高等學校がある。又女子の爲に

高等女學校に二箇年又は三箇年の高等科を設け、女子に高等普通教育を施すことも出来ることになつて居る。

二 實業教育 これは農工商等の實業に従事するものに必要な知識技能を授くるを目的とし、兼て徳性の涵養に力むる學校である。農業學校又は農林學校、水産學校、工業學校、商業學校、商船學校などがあり、更に進んで高等の教育を施すものに、高等商業學校、高等工業學校、鑛山專門學校、高等農林學校、蠶絲專門學校等の實業專門學校がある。尙ほ別に實業補習學校と云ふものがある。

三 専門教育 これは高等な學術技藝を教授する各種の専門學校及び國家に須要なる學術の理論及び應用を教授し、並に其の蘊奥を究むる大學に分れ、何れも兼て人格の陶冶、國家思想の涵養を目的とする。専門學校には、醫學專門學校、外國語學校、美術學校、音樂學校等があり、大學には、法、文、理、醫、農、經濟、商等の數箇學部を以

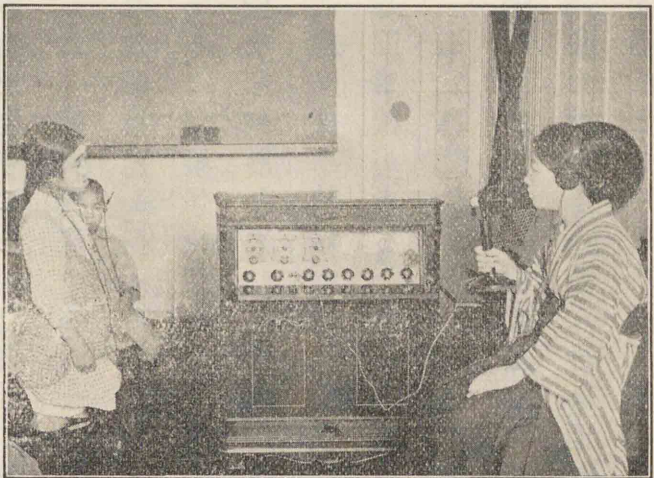
て組織する綜合大學と、一學部のみの單科大學との別がある。

四 師範教育 これは教員の養成を目的とする學校であつて、小學校教員養成の爲の男女の師範學校と中等學校教員養成の爲の男女高等師範學校とがある。

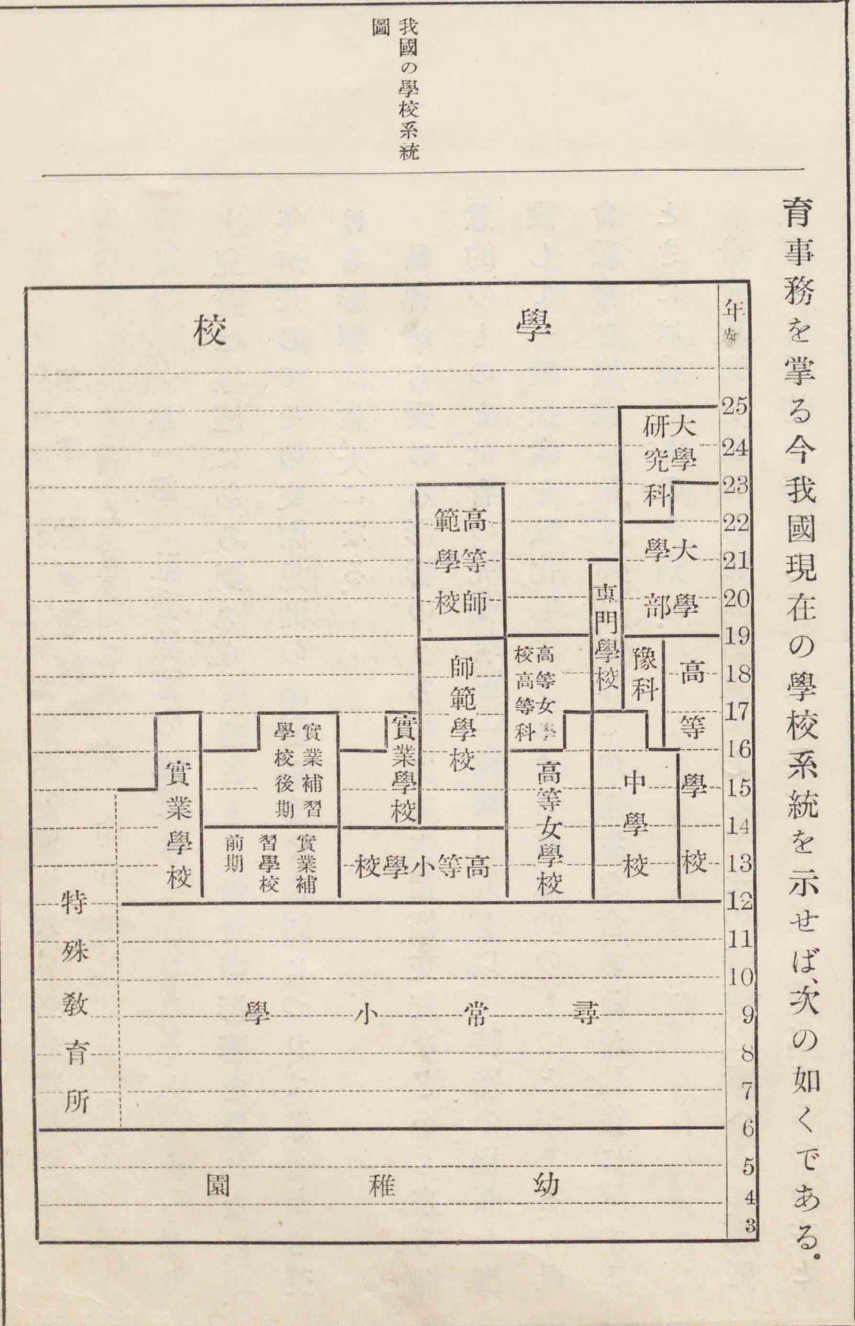
五 特殊教育 特殊の事情及び境遇にあるものを容れて、主として普通教育を施す所で、盲學校、聾啞學校、低能兒學校、感化院等がある。

教育の事柄は、學藝及び宗教に關すること、共に文部大臣の管掌に屬し、地方長官、市町村長等は法律命令によつてそれぞれ所管の教

第二十圖
難聴者の聽音教育



我國の學校系統



第八章 社會教育

第一節 社會教育の性質

兒童は家庭にある間から善惡ともに社會の影響を免れないが、年が長じてその交際見聞の範圍が廣くなるにつれて、社會から受ける影響は愈大になる。

社會から受ける影響のうちには、風俗習慣交友などから來る無意的のものと、社會の先覺者が一定の目的を以て特殊の機關を施設して、一般民衆を教化しようとする有意的のものとがある。社會教育を廣義に解する時にはこの兩者を含めるが、狹義に解するときには後のものを指す。

社會教育を他の教育に對立せしめてその特徴を考へるに、家庭教育では愛情を基として家族の子女を自然に感化するのを主と

し、學校教育では國民に一定の課業を修めしめ、多少強制的の性質を有するが、社會教育は一般民衆をして、諸種の教育機關を自由に利用せしめて、教育しようとするものである。即ち社會教育の特徴は自由なる點にある。故に一般民衆の方で諸種の機關を利用する意志がなければ効果はないのである。

第二節 社會教育の機關

社會教育の機關は種々あるが、大凡次の三種に分類することが出来る。

一 體育に関するもの 公設運動場公園その他に適宜な體育上の施設をなし、或は學校の運動場を一般民衆に開放し、或は運動會、競技會を催し、登山會、旅行團の組織等が行はれるのは、皆一般民衆の體育を進める企てである。

二 知育に関するもの 新聞雜誌講義録その他の刊行物、次い

では巡回文庫・圖書館・博物館・水族館各種の講演會・講習會等は皆重要である。近時、ラヂオの發達によつて、居ながら各種の講話を聞くことが出来る様になつたのは、社會の知育方面に一大進歩を來したといふべきである。

三 德育に關するもの 演劇・活動寫眞・美術展覽會・音樂會の開設普及及び神社・寺院・教會に於ける參拜・禮拜・偉人の記念碑の建立等によつて、趣味を高め、感情を指導し、道德的の修養をなさしめる。青年訓練所、青年團、女子青年團等は道德的修養を主とし、知育體育上の修養をもなさしめる重要な機關である。教育者は、これ等の諸機關を善導し、一般民衆の向上に對して力を致さなければならぬ。

子女最新教育學 終

錄附 小學校教育關係法規抄

一 小學校令(摘要)

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ、私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業)ノ一科目又ハ數科目トシ女兒ノ爲ニハ家事裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外、外國語、其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

第二十七條 小學校ノ休業ハ日曜日ヲ除ク外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス
學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ受クヘキ部分、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等部ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目、中修身、國語、算術、國史、地理、理科以外ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ専科正教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ
免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業

シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

二 小學校令施行規則(摘要)

第一章 教科及編制

第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授セシコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益セシコト

ヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君、愛國ノ志氣ヲ養ハシムコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハシムコトニ注意スヘシ
修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク

進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項、兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコト

ヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整数ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初步ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ尋常小學校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得高等小學校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシムコトヲ務メ又圖表複利表等ノ取

扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシムコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制皇統ノ無窮歷代天皇ノ盛業忠良賢哲ノ事蹟國民ノ武勇文化ノ由來外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

國史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫地圖標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢氣候區劃都會產物交通等竝ニ地球ノ形狀運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル

諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ
 高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理解セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理解セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理解セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハシムコトニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資

スルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル
複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四股ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全
身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙
フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ體操、教練、遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ
程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌ス
ヘシ
高等小學校ニ於テ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ
土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運
動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ
體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習
慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ
方、繕ヒ方等ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁
チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ
裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、
性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ
好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作
ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於
テ併セ授クヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利

用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
 農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事水産ヲ併セ授クヘシ
 農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒
 童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ
 水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ
 農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教科事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務
 ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ
 第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創
 作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
 工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル
 事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法並工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ
 工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於
 ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシメムコトヲ務ムヘシ
 第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ
 重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル
 事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ヒ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯
 シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ
 第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節
 約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
 家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ
 家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ
 適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ
 第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス
 外國語ハ發音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘ
 シ
 外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練
 習ニ重キヲ置クヘシ
 第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ
 手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教

授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スヘシ
實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工ヲ課セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第三學年ニ於ケル圖畫唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得
第十八條ノ二 實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スル時ハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ
學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年休業日及式日

第一十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル
學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ
依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

一 一月一日及昭和二年勅令第廿五號ニ依リ休日タル祭日祝日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節天長節明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ

左ノ式ヲ行フヘシ

一 職員及兒童君カ代ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知
事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

第三節 編 制

第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組合又ハ町
村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前

項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、實業及小學校令第二十條第二項ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、實業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ

兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得

第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規程ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 尋常小學校ニ於テハ適宜專科正教員ヲ置クコトヲ得

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編

制スル學校ヲ多級小學校トス

第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖書ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得又國語書キ方、算術、理科、家事、圖書ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコト得

第四號表 (尋常小學校教科課程表)

國語	修身	學科	
		年	時數
一〇 發音、假名、日常須知ノ文字、近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方	二 道德ノ要旨	第一學年	五
		第二學年	五
		第三學年	六
		第四學年	六
		第五學年	九
		第六學年	九

算術	國史	地理	理科	圖畫	唱歌	體操	裁縫	手工	計	
									年	時數
百以下ノ數ノ唱ヘ方、書キ方、計算	一	一	一	一	一	一	一	一	第一學年	五
									第二學年	五
									第三學年	六
									第四學年	六
									第五學年	九
									第六學年	九

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得

手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

第五號表 [高等小學校教科課程表] (修業年限二ヶ年ノモノ)

修身	國語	算術	國史	地理	理科	圖畫	手工	學年	
								第一學年	第二學年
二	六	四	二	二	二	一	一	授時數	授時數
道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	國史ノ大要	外國地理ノ大要	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡易ナル製作、製圖、手藝	二	一
二	六	四	二	二	二	一	一	授時數	授時數
道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算、(日用簿記)	前學年ノ續キ	地理ノ補習	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	簡易ナル製作、製圖、手藝	二	一

第六號表 [同上] (修業年限三箇年ノモノ)

修身	國語	算術	國史	地理	理科	圖畫	手工	學年	
								第一學年	第二學年
二	六	四	二	二	二	一	一	授時數	授時數
道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	國史ノ大要	外國地理ノ大要	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡易ナル製作、製圖、手藝	二	一
二	六	四	二	二	二	一	一	授時數	授時數
道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算、(日用簿記)	前學年ノ續キ	地理ノ補習	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	簡易ナル製作、製圖、手藝	二	一

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

計	第一學年		第二學年	
	男	女	男	女
唱歌	一	一	一	一
體操	三	三	三	三
實業	女二	女二	女二	女二
家事	四	四	四	四
裁縫	四	四	四	四

國語	算術	國史	地理	理科	圖畫	手工	唱歌	體操	實業	家事	裁縫
六	四	二	二	二	一	一	一	三	男五 女二	四	四
日常須知ノ文字及普通綴リ方、讀ミ方、書キ方、	整数、小數、分數、數形、珠算	國史ノ大要	外國地理ノ大要	植物、動物、礦物及自然現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡單ナル製作、製圖、手藝	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	體操 遊戲及競技	(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
六	四	二	二	二	一	一	一	三	男五 女二	四	四
日常須知ノ文字及普通綴リ方、讀ミ方、書キ方、	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	前學年ノ續キ	地理ノ補習	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	簡單ナル製作、製圖、手藝	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	體操 遊戲及競技	(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
六	四	二	二	二	一	一	一	三	男六 女二	五	五
日常須知ノ文字及普通綴リ方、讀ミ方、書キ方、	第一學年、第二學年ノ課程ノ補習(日用簿記)	國史ノ補習	地理ノ補習	理科ノ補習	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	簡單ナル製作、製圖、手藝	單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌)	體操 遊戲及競技	(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方

計	男二九 女三〇	男二九 女三〇	男三〇 女三一
---	------------	------------	------------

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以內、女兒二時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

三 幼稚園令(摘要)

- 第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス
- 第六條 幼稚園ニ入學スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得
- 第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ
- 第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 保母ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル

保母ハ女子ニシテ保母免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保母免許狀ヲ有セサル

女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得

第十一條 保母免許狀ハ地方長官ニ於テ保母檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全

國ニ通シテ有效トス

保母檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

保母ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

保母ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

四 幼稚園令施行規則(摘要)

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又

ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメムコトヲ務ムヘシ

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戲唱歌觀察談話手技等トス

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人

マテニ増スコトヲ得

第四條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歲未滿ノ幼兒ヲ入園セシメムトス

ルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト

二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室遊戲室其ノ他必要ナル諸室

ヲ備フルコト

三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五 保育用具玩具繪畫樂器黑板机腰掛砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲ス

コト
 三歳未満ノ幼児ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

五 師範學校規定(摘要)

第一章 生徒教養ノ要旨

第一條 師範學校ニ於テハ師範教育令ノ旨趣ニ基キ特ニ左ノ事項ニ注意シテ其ノ生徒ヲ教養スヘシ

- 一 忠君愛國ノ士氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
- 二 精神ヲ鍛鍊シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス
- 三 規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服從シ起居言動ヲ正シ

クセンコトヲ要ス

- 四 身體ノ強健ヲ圖ルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素體育及衛生ニ留意シ以テ健康ヲ増進セシメンコトヲ要ス
- 五 教授ハ教員タルヘキ者ニ適切ニシテ小學校令及小學校令施行規則ノ趣旨ニ副ハンコトヲ旨トスヘシ
- 六 教授ハ常ニ其ノ方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受クル際教授ノ方法ヲ會得セシメンコトヲ務ムヘシ
- 七 學習ノ方法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ學識ヲ進メ技藝ヲ研クノ習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ

練習問題

(各府縣に於ける小學校教員及び保母檢定試驗問題による。)

教育の効果に就きて論ぜよ。

遺傳と環境との關係を述べよ。

教育作用を制限すべき事情に對し教育者のとるべき處置如何。

注意につき詳述せよ。

注意の種類を舉げて之を説明せよ。

知覺の意義を述べ且つ教育との關係を述べよ。

錯覺につき簡單に説明せよ。

觀念(表象)につき説明せよ。

記憶の心理を説明せよ。

想像の意義及び種類を心理學上より説明せよ。

類化の心理を説明せよ。

概念につき説明せよ。

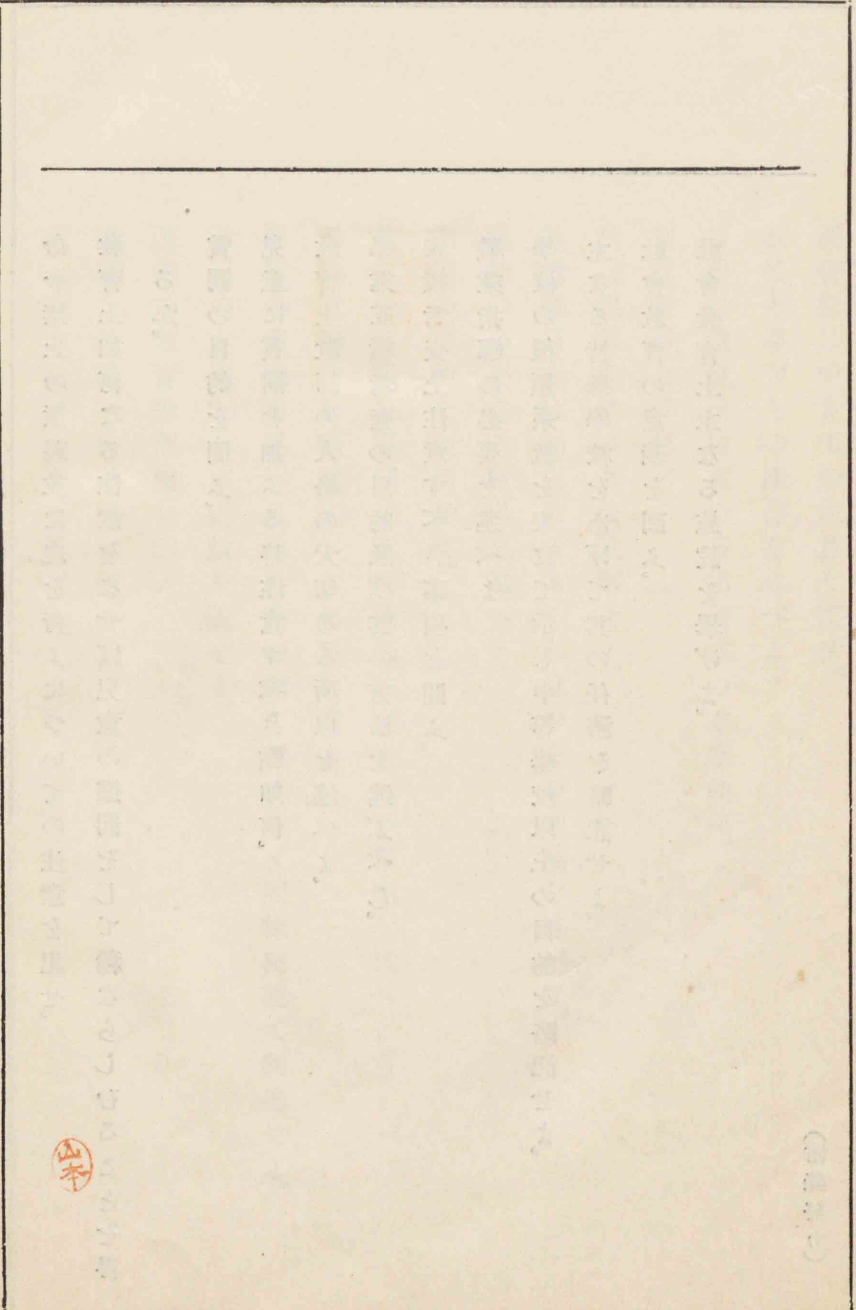
情操につきて簡単に説明せよ。
例を舉げて情緒を説明せよ。
本能と教育との關係を述べよ。
意志の發達につきて述べよ。
個人差の原因を舉げて教育上の注意に及べ。
遺傳の影響に就きて述べよ。
家庭教育の長所及び短所を學校教育と比較して説明せよ。
訓練の場所として家庭と學校との特徴を比較して其の兩者の關係を述べよ。
保育の目的を記せよ。
幼稚園の性質如何。
保育上遊園の價値を述べよ。
保育上に於ける遊戯の種類を舉げよ。
手技の價値を述べよ。
フレイベルの恩物に就て知れる所を記せよ。

フレイベルにつきて記せ。
學校教育の意義を問ふ。
小學校教育の本旨を述べよ。
小學校令第一條を書きこれを解釋すべし。
小學校に於ける「國民教育の基礎」といふことを解釋せよ。
養護の任務を述べよ。
養護に關する實際上の施設について特に注意すべき事項を述べよ。
養護の方法に就きて述べよ。
教授の際に於ける兒童の衛生に就き注意すべき事項を列舉せよ。
教授の意義を述べよ。
教授の目的如何。
直觀教授とは如何之を説明せよ。
教授の段階につきて述べよ。
教授段階中の應用とは如何なることか説明せよ。
教授の單元につきて記せ。

問答法につきての注意を記せ。
 教授と學習との關係を述べよ。
 自學の價值並に其の習慣養成の方案如何。
 加設科目とは何ぞ。
 教科課程表につきて説明せよ。
 教授細目とは如何なるものか且つその必要を述べよ。
 訓練の必要なる所以を述べよ。
 訓練の目的を説明せよ。
 氣質の種類を挙げ兒童訓練上注意すべき諸點を述べよ。
 訓練上個性を顧慮すべき必要を問ふ。
 訓練の意義を述べ且つ遊戯の際に行はるゝ訓練に就て記述せよ。
 訓練の方法として遊戯を論ぜよ。
 遊戯の教育的價值を問ふ。
 遊戯と作業との差異如何。
 訓練の方針につきて述べよ。

命令禁止の意義並に之を行ふについての注意を記せ。
 教育上如何なる注意をなせば兒童の懲罰をして稀ならしむることを得
 るか。
 賞罰の目的を問ふ。
 兒童に賞罰を加ふる時注意すべき點如何。
 教育上教師の人格の大切なる所以を述べよ。
 學業成績考査の目的及び其の方法を述べよ。
 成績考査上注意すべき事項を問ふ。
 職業指導の必要を述べよ。
 學校の種類系統を表にて示し中等學校以上の目的を略記せよ。
 主なる特殊學校をあげて其の任務を略記せよ。
 社會教育の意義を問ふ。
 社會教育上主なる施設を挙げよ。

(附録終り)



文部省檢定濟

昭和四年一月八日

昭和三年九月廿四日印刷
昭和四年一月十七日發行
昭和四年一月二十日訂正發行

著作權所有

不許複製



子女最新教育學奧付

定價 金六拾參錢

著者 田中寬一

發行者 株式會社 帝國書院

代表者 增田啓策

印刷者 高橋郁

東京市神田區仲猿樂町三〇番地

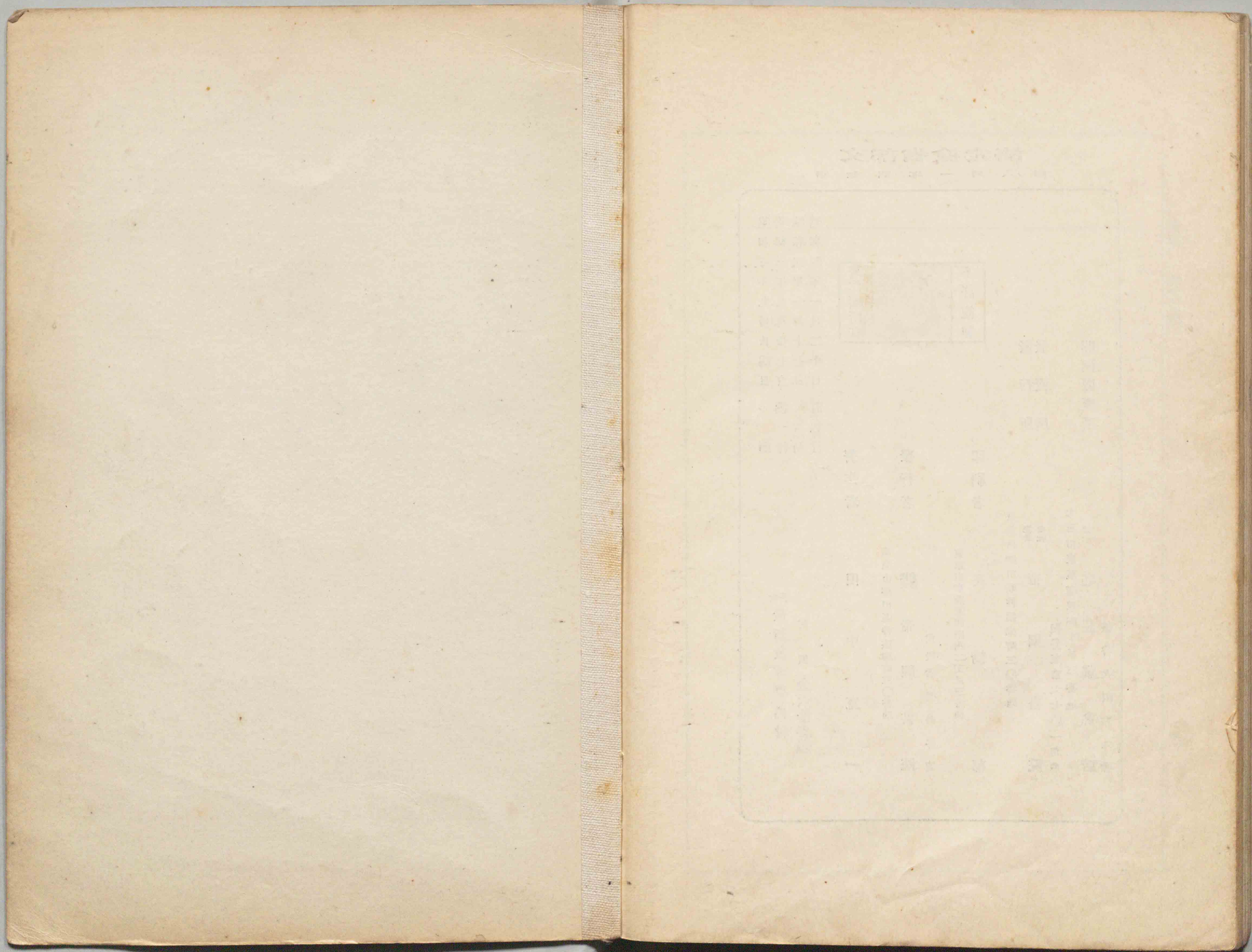
株式會社 帝國書院

振替東京六七〇一四番

大阪東區橫堀四丁目三番地

振替大阪六九番

發賣所 關西販賣所



広島大学図書

2000033375

